

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第四十九号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)午前十時三十七分開会

委員の異動

五月二十二日委員亀田得治君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として千葉信君及び菊川孝夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君

理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
木島 虎藏君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
松浦 清一君
吉田 法晴君
豊田 雅孝君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

国務大臣

運輸大臣 吉野 信次君
国務大臣 船田 中君

政府委員

防衛政務次官 永山 忠則君
防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁長 門叶 宗雄君
官房長 林 一夫君
防衛庁教育局長 都村新次郎君
長事務取扱 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 小山 雄二君
防衛庁装備局長 朝田 静夫君
運輸大臣官房長 朝田 静夫君
中央氣象台長 和達 清夫君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○理事の補欠互選

○運輸省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) 内閣委員会を開きます。

国防会議の構成等に関する法律案を議題として質疑を行います。

○江田三郎君 ちよつと資料の要求を。警察予備隊以来の防衛関係の汚職事件、それから汚職とはいへなくても会計検査院で批難された事件、そういうものの内容の簡単な概要とその結末の一覧表を出していただきたい。それは、まあきょうの読売新聞ですか、見ましても、毎日のように汚職事件が次々と出ていますからして、われわれはなにも重大な関心を持たなければなりませんから、それを出していただきたい。

それからきょうの毎日新聞に防衛生産の長期計画の案というものが出ておりますが、これは事務局の方でそういう案がありますならば、これを出していただきたい、この二つをお願いしておきます。

○国務大臣(船田中君) ただいまの御要求の中で、自民党の国防部会で作成したしております防衛生産に関する計画は、これは防衛庁として直接関係したものでございまして、これについて資料は差し上げられないと存じます。さういふものを防衛庁としては今のところ持っておりませんので、これは提出ができません。

それから警察予備隊以来の汚職関係のもの、その概要を示せということでございますが、これは調査のできる限り事情を調査いたしまして、そうしてわかる限りのものは提出するように努力いたします。

○江田三郎君 そこで、防衛の長期生産の方は防衛庁の方ではないということとですか、これは一つ委員部の方で、自民党の案でありましたら、参考のために自民党の案を取り寄せていただきたいと思ひます。それからもう一つ資料を忘れておりましたが、今度の六カ年計画を執行するために、アメリカ側に貸与もしくは譲渡をこちらから申し出るもしくは希望しているところの兵器の種類、数量、これを一つお願いいたします。

○国務大臣(船田中君) ただいま江田委員から御要求の問題につきましましては、これもこの委員会及びその他の機会において説明申し上げておりますように、いかなるものを米側に供与を依頼すべきか、要求するかということについては、昭和三十一年度以降につきましては、まだ全然きまつておりませんので、その資料は差し上げられないと存じます。

○江田三郎君 今までは出ますか、三十一年度の分は。

○国務大臣(船田中君) 三十一年度の分は御説明ができません。

○江田三郎君 御提出願います。

○田畑金光君 今の資料のことですが、きょうの新聞に載つていたものは、長期防衛生産計画について、近く国防会議が発足するならば、これに提出する資料として防衛庁の方として検討を進めておる、こういうような新聞記事だつたと思うのですが、大臣の御答弁によると、あれは自民党の国防部会の方でやつておること、防衛庁としては直接関係ないのだ、こういうお話ですが、それで間違ひありませんか。

○国務大臣(船田中君) その通りでございます。

○田畑金光君 防衛庁としても防衛六カ年計画を持つておられるのだから、当然防衛生産計画といふものも持つておられるはずでありますし、従いまして、防衛庁として検討されておられる案についても参考のために出していただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(船田中君) 防衛生産について長期的な計画を防衛庁としてまだ研究を十分積んでおりませんので、

今、田畑委員の御要求になりましたような資料は、現在防衛庁は持つておりません。従つて、遺憾ながら提出申し上げるというわけには参らないのでございませう。

○田畑金光君 長期の固まつた生産計画ができていなければ、その固まつたものを出してくれとは要求いたしません。しかし、いろいろ防衛庁としても個々的にはそれぞれの計画もできておると思ひますので、その範囲でもけつこりですから出していただきたい、こう思ひます。

○委員長(青木一男君) 松浦君にちよつと申し上げますが、高橋長官は午前中衆議院のフリップン賠償の方の問題がかつておるので、外務委員会でしょう、そちらの方へ出ておられますから、その点は他の機会に留保して、御質疑をいただきましたと思ひます。

○千葉信君 今の田畑君の防衛生産計画、確定したものでなくても、研究されているはずだから、それについての資料の提出をお願いしたいということはつきりしたのですか、うやむやにされておるのだ。

○田畑金光君 それは出してくれるでしようね。うやむやにしてごまかしてもらつては困る。

○国務大臣(船田中君) 防衛生産についての長期計画を防衛庁は今持つておりませんので、従つてそれに関係する資料の提出はできませんから、どうぞ

その点は御了承を願いたいと思ひます。

○松浦清一君 大体今日経済企画庁の長官に御出席を求めておつたのは、主としてそういう問題についての計画を企画庁の長官にお伺いを申し上げようと思つて御出席を願つておつたんです。ですから、御出席にならなければ、その点は後刻に保留したいと思ひますが、その点は、今までの、昨年の特別国会の際にも、この法案の目的の中に防衛産業の調整をはかつていくんだというところが明記されておるので、防衛計画がたとえ閣議の決定にならずとも、経済自立五カ年計画というものがすでに閣議決定をされた、経済自立の五カ年計画がきまつたとなれば、防衛計画と経済自立の計画の関連性というものがないはずはない、こう思ふのです。これは今あなたが御答弁になつた通りならば、防衛庁の長官から御答弁いただかなくてもけっこうですが、その点が非常に私には尋ねたいところなんです。私たちというよりもむしろ国民の大部分の人は、防衛計画はできてゐるものだと、こう承知してゐるわけなんです。それから経済五カ年計画も決定したものと考へておるわけですね、その関連が皆無だとは言えないと思ふのですよ。皆無だとは言えない。だんだんと増強されてくる日本の自衛隊に關係のある産業、そういうものが経済自立計画の中に一つも織り込まれないでこの計画を立てられたとするならば、この計画はもうこれは空にひたしいものだと思います。ですから、この方の立場から私は御質問を申し上げたいのですが、これは企画庁の長官がおいでになつてから御質問いたしましょう。

それでは私は午前中は防衛庁の長官に限定をして御質問を申し上げます。

私たちは、鳩山内閣ができてから、大村、杉原、砂田、船田と、この四人の防衛庁長官におつきあひをしておつた。その間、昨年の特別国会の際にもいろいろの事情についてお伺いを申し上げたけれども、まだ疑点とする点が解明されていない点があるわけであります。しかも、大村さんを除いて、杉原さん、砂田さん等の時代には、それぞれ長官の立場からいろいろなこと、その聲明をされておる。冒頭にお伺いしたのは、鳩山内閣になつてからの防衛庁長官としての自衛隊の増強の計画について、その方針というものは一貫をしておるか、また長官がかかるごとにそれが変更されておるか、こういうことを私はお伺いしたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) 鳩山内閣創立後、わが国の防衛体制をいかに整備すべきかというところについての基本的の方針は、防衛庁長官の更迭によりまして何ら変更はないと私は信じております。すなわち、わが国の国力及び国情に相応する最小限度の自衛体制を整備する、そしてそれに従つて、外とが基本の方針となつておる次第でございます。その点におきましては、歴代長官の表現の方法について、あるいはニュアンスの違いが多少あつたかもしれないけれども、基本方針、本質的なものにおいては変更はないものと私は信じております。

○松浦清一君 日本は国力に対応して自衛力を増強していくのだという、その基本的な方針については、これは鳩山総理からしばしばお答えになつておるので、これに対しては鳩山内閣自体の方針に変わりがあるとは思ひやう。ところが具体的な問題についてはいろいろ變つてきておることがある。それは昨年の八月の十五日に、前の砂田長官がお伊勢参宮に参宮をされて、いろいろ自衛隊のあり方について問題となつた発言がございまして、これは新聞記事に載せられた報道であるから、そういうことはあえて聞知しない、こういうふうにもよく御答弁になりますけれども、全体の国民が、日本の自衛力の問題に限らず、すべての政府の施策なり、方針なりについて承知をいたしておる経過というものは、やはり新聞に頼るということが非常に比重が大きいのです。ですから全然問題のないことが防衛庁長官によつて語られて、そしてそれが新聞に報道されるということではないはずなんです。やはりこういう長官の口から出たことは、単に今は砂田長官の例ですが、砂田個人の発言ではないに、そういう思想なり、そういう考え方なり、そういう方針なりが内閣に動いておるといふことは間違いないと思ふ。そのときにどういふことを砂田長官が言つたかといふと、たとえば防衛生産のことについては、先ほど計画は持つておらないと長官はお答えになつておられたようですが、防衛生産に關しては、これまでのように通産省だけにまかしておいてはいけない、防衛生産は国有民営の線で見分ける必要がある、こういうことを語つておられる。それから三つ四つ問題があつたのですが、第二は、国防省の設置に必要な法案をぜひ次の通常国会に提出したいと言つたが、これは今度は出てこなかった。その際には、前国会に流産した国防会議構成法案もぜひ再提出したい。これは実現されておる。通るか通らないか知りませんが……。

さらに国防省ができれば、これに伴つて自衛隊の名称も国防軍といったものに変わり、同時にその組織も改変されるであらうと、こう言つておられる。国防軍に改変されるという問題、それから防衛庁が国防省に昇格といふ問題、それから国防省に變つてくるという問題、そういう問題について閣内はどういふ動きを示しておられますか。

○國務大臣(船田中君) ただいま松浦委員から御指摘になりました砂田前長官が八月十五日伊勢参宮の際に聲明された、あるいは談話されたというその内容について、私実は詳細に記憶を持つておりませんので、ここにそのことについてのおまへ、あるいはその当時の閣内においてどういふ考え方が行われておつたかといふことについては、責任をもつて答へ申し上げることはできません。前長官としてではございましたが、砂田前長官が、おそろしく前砂田長官の際に、昇格したい、すでに防衛庁の規模も相当大きくなつており、人員も相当持つておる。そういう関係からいへば、国防省にしたいというお考えがあつたものであらうとは思ひます。また防衛生産につきましても、あるものは国有民営というふうなものがあるが、推察されるのでございしますが、しかしそれが当時の第二次鳩山内閣におきまして政府の方針としてきまつたものといふふうには私承知いたしております。しかしそのことにつきましては、先ほど

お断り申しましたように、その事実について私が詳細に知つておるわけではございませんので、私の想像に属することが多いわけではございまして、なお、当時のことは前長官の砂田氏ともよくお話を聞きました上に、いづれまた適当な機会にその実否について、また内容についても御説明申し上げるようになつたと思ひます。

○松浦清一君 この砂田発言の問題は当時各一流新聞の第一面トップ記事で取扱つた問題でありますから、新聞記事として現れたその事情について、船田長官が御承知がないというはずはないと思ひますが、これは逃げられれば逃げられることなんです。だから砂田さんがそういう発言をしたとかなんとかいふことは別問題として、きのうの問題になつておりましたように、調達庁が防衛庁の所管にかわらない、そういう決定はされておらないというので、大體問題になりつつある。そして今の調達庁と防衛庁が一緒になるという、やはりこれは国防省を設置するといふ公算がきわめて大きいように思ふ。従つて砂田発言のあるなしにかかわらず、その発言はあなたが御承知であるとなつていかかわらず、今の防衛庁の、防衛庁といふよりも政府の方針としては国防省にもつていこうという傾向が非常に強い、そういうふうな傾向が非常に強い、ですから砂田発言はともかくとして、今の政府の方針を一つお示しを願ひたい。

○國務大臣(船田中君) 今政府としては国防省設置のことにつきましてはまだ意見は何ら決定はいたしておりません。それから調達庁を防衛庁に移管する

の後長官の更迭もございましたので、三十一年度の予算にはこれは全然計上されなかつたのでございます。しかしこれはいづれも国防会議ができましたときには、そりうところでも十分御審議を願つて、そりうして適當な結論を得るようにいたしたいと存じます。

なお、学生の訓練の問題につきまして、ただいま予備幹部自衛官というところについてはお話がございましたが、このことも前長官のときにあるいはお考えになったのかも知れませんが、防衛庁として考慮しておる問題ではございません。今そりうものを、そりう制度を作るというようなことは考えておりません。

○松浦清一君 予備幹部自衛官の制度を創設するということ、そりうことについては考えておられないとおっしゃる、それはそれでいいですが、郷土防衛隊を作るということについては賛成をしておられるような御答弁でございましたが、あなたの構想として、もしこりうものを作られる場合には、どりういふ構成、どりういふ組織、どりういふ性格を持たせることがよいとお考えになつておられますか。

○國務大臣(船田中君) いかなる郷土防衛隊を作るか、あるいはその人数、内容等については、まだ何ら私としては構想を描いておりません。ただそりういふ郷土防衛隊というようなもの、すなわち民防衛というようなことも、こりうには必要ではないかという漠然たる考え方でございまして、今後十分具體的な研究を進めていきたいと存じます。

○松浦清一君 大学、高等学校の卒業生を訓練をして予備幹部自衛官にする

して大いに賛意を表する点があったのでありますが、いよいよこれを具体的に実現するためにはいろいろな問題がございます。結局お考えはお考えとして最後にこれを採用するという結論に至りませんで、その旨を議長から当時の長官にお答え申し上げ、大臣御在職当時この考えは一応おあきらめになることになった次第であります。従いまして途中におきましてはこの考え方についていろいろ検討もしたのでございまして、あるいは林統幕議長として当時九月四日ということでございますから、構想の途中でそういうようなお話があったかとも思われます。詳しいことについては私も承知いたしておりませんが、当時の事情を申し上げます。て御了承を得たいと思います。

○松浦清一君 このことは政治的にいって大した問題でなさそうですけれども、掘り下げて考えていくと、非常に重大な内容を持っている問題だと私は思うのです。あの太平洋戦争が起ったきっかけとなったシナ事変が起った原因も、これは結局はよそから日本が

侵略をされて、それを防衛するために日本の軍隊が立ち上ったのではない。やはり日本の軍隊が大きな侵略意図をもってシナ事変を起して太平洋戦争に発展したものと歴史は証明をしておるわけですね。そういうことになってきた原因というものは、膨大な陸海空の軍隊を日本が持つて、そうして数知れざる在郷軍人を擁して、そうして大学、専門学校、中学校以上の学校における軍事教練が行われた。そういうことからほうはいとして戦争熱があふり立てられていって、せきとめがたいその空気があの大戦争になって、この惨

たんたる状態に日本が陥った。簡単に申せばそういう経路をたどった。今、日本の自衛力を国力に対応して増強していくのだという方針を立てられたとしても、その構想の中に大学、高等学校卒業生を予備幹部自衛官として自衛隊に入れて訓練をするのだというような考え方がみじんでもあれば、それがだんだんと拡大されていって、その辺から戦争熱があふられてくる、こういう危険が想定される。もう一つは今の大学、高等学校の卒業生が就職に非常にくる困難をしているから、そういうことを経団連等と話し合つて、そうして就職するえさに強制的にその訓練が行われる、まあ強制的という言葉はちよつと誤まりであるかもしれないが、とにかくそうすることがこの就職難から逃れる

唯一の道であるということになってきては大へんだと、こう思いますので、あたな方の答弁私は了承いたしますけれども、将来再びこういうことを着想したり計画したりすることのないように一つ御留意を願いたいということをお願いをしておきたい。

○吉田法晴君　ちよつと関連をして。大へん重大な問題について質問、答弁が行われておりましたが、関連ですから簡単に念を押しておきたいと思うのです。国防省設置の問題については、砂田長官時代に国防省にしたい、それから自衛隊も公然たる軍隊にしたい。日陰の軍隊では士気が上らん、こういうようなお気持ちであつたようです。公然たる軍隊にするについては憲法改正がなければならぬということで、これはまあさきに述べておられたようです。が、国防省設置の問題についても、新聞で伝えられるところでは、ダレス氏

から独立の軍隊、国防省を持つて日本で日本国を守る、こういう、実際にはなるまいが、国防省設置ということにはならぬのじやなからうか、こういう語があつたということで、船田長官も国防省設置はそういう計画はない、こういう意向が新聞紙に伝わつておる。従つて国防省設置という方針はないと了解をして参りましたが、先ほどの御答弁では国防省にせよという意見が政府なりあるいは防衛庁の中にもある、こういうまあお話で、むしろ国防省にすべきではないかという意見があつて、なお部内でも、あるいは政府でも検討をしておる、まあこういう御答弁に聞こえましたから、もう少し明確に願いたい。それから郷土防衛隊についても郷土防衛隊という構想は大へんけつこうだと、ま

あこがれ、賛意、積極的な意思を表明せられました。憲法九条があります以上、憲法改正をして国土防衛の義務というものを憲法で規定をすれば別問題であるが、憲法九条があり、その解釈——これはまあこの間の憲法問題のときにはそこに高辻さんも来ておられ

ましたが、高辻法制局次長が書きま
した現に残っておりますものについ
ても、これは自衛のためといえども軍
隊を持ってないというのが九条のこ
れはまっすぐな解釈でございましょう。それ
が郷土防衛ということであらうとも、
九条にこれは違反をいたすと法制局は
私は言ふと思ひのです。それから憲法
十三條、十八條からいまして、十
三條には「個人として尊重される」云々
といふことで、隣組あるいは町内会と
いうもので、強制的に隣組の中に、あ
るいは町内会の中に入らなければい
ろいろな不利を与えると、こういうこと

になると、これは憲法違反の問題が起つて参ります。まして十八条に、その意に反する苦役に服させられることではないと書いてございますから、その意思に反して郷土防衛隊に編入をせられるということは、これはないと思うのです。法律で郷土防衛隊というものをお作りにならうと、こういうことであらうと思うのでありますが、憲法があります以上、日本国憲法が健在であります以上、まさにそこには大きな矛盾が生じて参ります。

○委員長(青木一男君) 吉田君、関連質問でしたら、簡単に……。

○吉田法晴君 ですから、国防省、郷土防衛隊について積極的な意見を持っておられるのか、あるいはそれについて今の矛盾の点についてはどういふ

うに考えられるか、明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣（船田中君） 現在国防省設置のことについては研究をいたしておるわけではございません。それから郷土防衛隊の構想につきましては、私が、そういう考え方は一つのいい考え

方である、研究に値するということを申しましたことは事実でございますが、しかしそれはもちろん郷土防衛隊を設けるといいたしても、それは日本の憲法の許す範囲内のことを考えておるのでありまして、憲法の規定を逸脱して郷土防衛隊を設置するというようなことを考えておる次第ではございません。

○委員長(青木一男君) 関連質問でしたらまた適当な機会に……では簡単に願います。

○吉田法晴君 許す範囲内というのはどういふふうにお考えになつておるのですか。

○国務大臣(船田中君) これは先ほど申し上げましたように、郷土防衛隊をどういふ内容のものを作るかということとはまだ全然考えておりませんので、従つてここに具体的の内容を申し上げる段階にはまだ達しておりません。たださういふ考え方はよからうじやないかといふばく然たる賛意を表しておるというに過ぎません。

○松浦清一君 これは経済自立五カ年計画と関係が深いことなので、防衛庁長官として答えられる分野でないことは御答弁いただかなくてもけっこうです。それから、私は国防会議の五つの目的の中で、防衛計画に関連する産業の調整、計画の大綱、この問題を非常に経済自立計画と関連して重要視しておるわけです。これは御承知の通り、朝鮮動乱

がきつかけとなつて、銃砲であるとか銃砲弾であるとかいふ、そういう兵器を中心にして日本の特需が非常に高まつてきて、通産省あたりの発表によると、今年の三月までに総額が四百七十八億圓に達しておると、こゝ言われおつた。ところが二十九年度から朝

鮮事変がおさまつて特需ががた落ちに落ちてきて、二十九年年度に二百十六億であつたのが、三十年度になるとわずかに十五億円に減少しておる。それから今日の予想からいくというと、三十一年度は三十年度を下回るような状態になるのではないかと、こう予想されておるわけですね。アメリカに依存しておつた軍需産業というものが、これから先にその多くを期待することができない。特に「経済自立五カ年計画」の五十七ページに主要経済指標という表がつけてございますが、その中で、下の方のカッコしてあるところに、特需

が三十五年度に消えておりますね。三十五年度の、計画の最終年度はこれはゼロになっておる。これは間違いないのですか。だから、二十五年度から二十九年度までにアメリカの特需に依存しておいた軍需産業というものが、その方面にもう依存することができなくなってくるわけです。三十五年度にはもう特需が消えて、なくなってくるわけですね。そうすると、そういう関係で、特需の受注をして軍需生産だけで非常にその事業の業績をあげておった——ごく少数ですけども、神戸製鋼であるとか、あるいは小松製作所とか、大阪金属であるとか、日平産業であるとか、特に日平産業それから小松製作所、こういうところはもうほとんど経営不振に陥ってどうにもならぬ。こういうことになっておるわけですね。

そういふところから非常に強力に日本の自衛隊の増強によつて日本の国内における自衛隊関係の軍需生産で立ち直ろうという考えから、自衛隊増強に大きなてこ入れをしておる、政治的なてこ入れをしておる、こういううわさが伝えられておるのですが、くさいとかくさいとか、そういう問題でなしに、そういう動きがございまして、またそういう動きがあれば防衛庁としてどういふ態度で臨まれますか。

○国務大臣(船田中君) 防衛生産につきましては、これはこの前の機会にも申し上げたかと思いますが、大体七八年の長い空白がありました。がために、非常に生産技術あるいは科学知識等におきましておくれをとつておることは事実でございます。従いましてわが国の防衛体制を整備するという考え方から申しますれば、この防衛生産

につかましても相当力を入れていかなければならぬ。育成強化をはかつていかなければならぬというところは、これは防衛の責任者といつたしまして考えておるところでございます。しかしこれをいたしますにつきましてはいろいろ問題がございまして、それらのことは、こゝまた国防会議が設置されましたときに十分いろいろな資料を集めて、十分御検討をわすらわしいと考えておるのでございます。

ただいま御指摘のありました銃砲弾の生産に従事いたしております製作所、会社が相当最近特需が減つたというところによつて困つておるというところは事実のようでございまして、従いまして銃砲弾の生産等につきまして、防衛庁の予算があるかないか、できれば防衛庁の注文も受けたというふうな希望は、それらの生産者の間にあるようでございます。しかし防衛庁といつたしましては、現にアメリカ側から供与された弾薬等を相当量保有いたしておりますので、それらの会社の救済のためには無理に注文を出すというよりなことはできませんので、そのことは陳情は、一、二あつたようでございますけれども、しかし防衛庁といつたしましては、そういう注文は現に出しておりませんし、また今後もし見込みはなかりうなてこ入れを受けたとか何とかいふような事実は全然ございません。

○松浦清一君 今の問題について具体的な例ですが、たとえば大阪金属あたりの経営内容と申しますか、それを見ますと、売り上げが最高に達したのは昭和二十九年であった。その特需部門

だけで、その会社の総売上高が二十二億円であつたのが、その中で特需関係だけが十六億円の利益を上げた。それが三十一年度には九億円に減つて、それが三十一年度の三ヶ月の決算では六億円にさらに減少しておる、こういう決算が出ておるわけでありまして、大阪金属あたりでこのくらいのことになるといふと、なかなか経営が困難になるといふと思はれる。大阪金属のみならず、日平産業、それからアメリカの自動車の修繕をほとんど一手に引き受けておつた富士自動車がありますけれども、そういうところから、今までの特需一本やりで会社が経営をやつておつたものが、特需がなくなるといふと破産をしなければならぬというふうな破産になる危険があるわけですね。だからそういうところから、自衛隊から発注される武器生産については相当の動きが示されるものと思はれるわけですね。今簡単に長官は、少しばかりそういう話があつたやうだけれどもとおつしやるけれども、こういう軍需産業資本家がやはりやつていけなくなれば、ねらうところは自衛隊なんです。今までもにそういう話があつたと思つたのですが、具体的にそういうことはございせんか。

○国務大臣(船田中君) ただいま御指摘のようないふ特殊の会社から特需に陳情を受けたという事実は少くとも私就任後ございません。ただ先ほど答弁申し上げたのは、私友人として懇意にしております経団連の副会長の植村甲午郎君とか、あるいは前の三菱重工の社長をしておりました郷古澤君とか、そういう人からこういう実情がある。特需が減つたために会社がだいた

困つておる。自衛隊の方で何かこれにかゝる注文が出せないかというふうな陳情を、これも先般航空工業会というものの総会がありましてときに、そのコクテル・パーティの席上においてそういう話を伺つたことはございまして、しかしそれ以上の陳情を受けたことはございせん。

防衛庁といつたしまして、先ほど申し上げたように、銃砲弾等につきましては現在相当の貯蔵がございまして、今直ちに銃砲弾の注文を出すというふうな見込みはございません。

○松浦清一君 自衛隊がいろいろの兵器といふますか、銃砲弾等の発注をしますときには、何か入札とか何かやらせるのですか。それとも特定の会社を指定してそれで請負わせてやるとか、どうか、今まで……

○政府委員(門叶宗雄君) ちょっと装備局長がほかの委員会に出ておりますので、かわつて答弁をいたしたいと思つております。

これはものによつて違いますが、一般入札、競争入札、指名入札、それから特殊なものについては、その相手方だけに入札をするという形をとるわけでございます。銃砲弾につきましては、ただいま長官からお話がありまして、たゞ通り、米軍からその大部分を供与を受けておりまして、現在十四万何千トンというものを持つておりますので、これを注文するといふような場合は現在のところございません。

○松浦清一君 私はこの委員会に防衛庁設置法や自衛隊法の法案が審議されるときに出席をしておらなかつたので、そのときの質疑の中に出たかもし

れませんが、三十一年度の予算の中、どういふものはどういふ会社に発注をしたとか、その発注を入札でやらせたか、指名をして請負させたかどうか、そういうことの記録がほしいのですけれども、もうそれはだれか注文して出たのですかね。出ておれば私の方で調べ落ちなんですが、出ておらないれば、そういう資料を一つ御提出をお願いしたい。

○政府委員(門叶宗雄君) 当委員会においてはまだ出ておらなかつたと思つておりますが、ほかの委員会でもそういう御要求がございまして、調べまして、ある一定金額以上のものについては資料として提出したいと思つております。

○松浦清一君 三十一年度のものは確かにもつた。非常に参考になりましたが、三十一年度の分について、そんなこまかいものを要りませんから……

○政府委員(門叶宗雄君) 三十一年度分につきましてはすでに調査したのでございまして、これは後日提出させていただきます。三十一年度分につきましては、まだ年度が始まつたばかりでございます。果して御要求に沿つたものを出し得るか、ちょっと研究させていただきます。思ひます。

から予算によってどこに何を発注するかという予定のものもありましようから、大体予定のものも御提出願えますか。ただそれはそんなにひどく、ないものもあるだろうというようなことを言いませんから、現実のままの表を作っていたらばそれでいいのです。なぜ私がこういふことをお尋ねするかといふと、たとえばF86のジェット戦闘機の部分品が大部分アメリカから入ってきますね。それは小牧の三菱の航空機製作所にほとんど一手に昨年度分は組み立てをやらしたので、三十一年度分は川崎航空機の方に若干回すのだという説明を私承ったように記憶しておるのです。そうするとあの高価な、七億とか八億とかかかるジェット戦闘機の八十台とか六十台とかいふ大口が、特定の会社だけに発注されるというのであれば、それが特権になるわけですね。その会社の独占事業みたいなことになるわけですね。心配をするのは、そういう独占事業的な形態において特殊の会社に非常に多額の支払いをする、発注をするというその裏面に何か起りはせぬかという一これは防衛庁を疑ってはなはだ恐縮ですが、いろいろな事件があとからあと出てくるものですか、そういうことを心配をするので、どのように注文をされているかという、そういう経過を知りたいから、昨年度の実情と、三十一年度のお予想されている発注先等についての資料を私は求めておるのですから、ほかに他意はございませんから、一つお出しを願いたいと思います。

○政府委員(門叶宗雄君) 先ほどの御要望については、できるだけ拾いたい

と存しております。なお後段に御質問がありましたT38、F86の生産計画につきましても、これは御承知の通りT38についてはロッキードの製品でありまして、これは川崎が特許権を持っております。F86についてはノース・アメリカンで、新三菱重工がその特許を持っておるわけでありまして、この二社に限定をして生産をさせておる次第であります。

○松浦清一君 それからけさの読売新聞に報道されておった、タンクから油が漏ったという事件ですね、新聞記事だけではその詳細があまりわからぬので、どういふ実情であつたか、一つ教えてくれませんか。

○政府委員(門叶宗雄君) けさの読売新聞に出ておりましたガソリンタンクからガソリンが漏れたという二つの案件について私から概要御説明申し上げたいと思います。

一つは、北海道の早来燃料タンクの漏油事件であります。これは昭和二十九年六月三十日に千代田化工株式会社に工事を命じまして、二十九年十一月十日に完成したものであります。工事の完了したあとで、部隊側は昭和三十年の六月十六日に送油したところが、一部埋設箇所が漏油をしておるといふのを発見いたしました。送油期間、二月十五日から三月十七日までの間の漏油の実績を調べましたところ、大体十トン程度のものが漏油しておる事実を発見いたしました。これは仮設道路、本来の道路ではないところに埋設してあつた部分でありまして、その上を自動車を通つた、そのために溶接箇所がいたみまして漏油したということが推定されるのであります。

るが、その上を通行しておつた車両が、この車両であるかということがはっきりいたしませんので、この責任を追及するのには困難いたしておる次第であります。大体今日までわかつたところによりまして、十トン内外のものが漏れておるのではなからうかと思つております。漏油箇所はいずれも発見直後千代田化工に命じまして修理をしております。

なお溶接補の問題でございますが、これは旧海軍が使用しておりました古いガソリンタンクを補修して使つたのでございまして、工事を施工せしめたのはトキコ油器という会社であります。昭和二十九年の八月の七日から三十年の一月五日までの間に補修工事をやらせましたが、その後のタンクの表に油がにじみ出るといふ事実を発見いたしましたので、これが調査をなし、要するに小さなあな、ピン・ホールと称するものが相当数発見されました。これを補修して現在使用しておる次第であります。霞ヶ浦の分については、何分にも十四年使わなかつたものを補修したために、溶接箇所その他に故障が起きて、その補修が十分でないために外に漏れておつたというふうに承知いたしておる次第であります。

○松浦清一君 なかなかまいことを言つて答弁をして下つたのですが、まあ防衛庁というよりなところ、全然間違ひがないであらうと思つて、全とこに間違ひが起るという、新聞に大きく書き立てるのかもしれないが、読売新聞を見ますと、「防衛庁にまた失態、穴あきタンクに貯油、血の一滴むきむき土中へ」と、こういう大きな見出しで書いてある。また中古

エンジンを初めとして、この間も申し上げましたけれども、ずいぶんたくさん事件があるわけですね、防衛庁の中に。国会の中にもたまにはそういうことが出てくる、警察官の中にもそういうものが出てくる、特に防衛庁だけではないうえ、特に防衛庁だけが最近いろいろな問題が出てくるというのはいくらいわけなんでしょうか。

船田防衛庁長官も、あなたもなかなかまいこと答弁されて逃げられるけれども、これは大へんなことだと思つたので、さういふことになると。たとえば昭和二十九年から三十年に防衛庁の予算は二百三十四億使ひ残して持ち越されてきておる。それほど必要な予算を取つておるということ自体に於いて大きな間違ひがある、それだけ金が余つておるのに、溶接箇所があつてその上を車が起つたからそれで穴があいたのだと、そういう損なことをやらずに、何億もの金があるのですから、漏れないようにどろりしてつばにやらなかつたのですかね。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいま最初に御説明申し上げた点、あるいは説明が不十分だつたかと思ひますが、昨年の二月十五日から三月十七日の間でございますが、当時道路でない場所でありまして、十分な垣根その他をしておらないために、その上をトラックが通つた。道路でありますれば相当深く埋設して、そういう心配はないのであります。道路にあらざるところに埋設した。そのために車両が通過して、その荷の重さによつてあるいは溶接箇所に影響を与えた、こういうふう

ですが、車両通行等のためのものであるかどうかといふことについて、まだはつきりした結果をつかひに至つておりません。まことに遺憾に考へておる次第であります。大体先ほど申し上げました通り、種々の方法で検定しました結果、十トン内外は漏油しておるといふふうに考へておる次第であります。まことに遺憾に存じております。

○松浦清一君 まあそれ以上どうだかうだといふのはなしに、特に国の予算の中で非常に一つの項目としては多額の予算を取つて防衛庁というのにはやつておるところですから、そういうことのないように一つ注意していただきたいと思います。それから今までしばしば質疑で答へられましたように、これが閣議において正式に決定したという方針ではないようでありまして、けれども、ひそかに考へられておる日本の防衛計画といふものは、昭和三十五年末に十八万の自衛隊、それから千三百機、十二万四千トンの艦艇と、大体これは目標でありまして、これが完成した暁か、あるいは三年後に陸上自衛隊が十八万になった暁かどつちか知りませんが、陸上自衛隊が十八万になつたときにアメリカの地上部隊は引き揚げる、こういうのですか。三十五年末に陸上、航空、海上の大体計画が完成したときにアメリカの地上部隊が引き揚げるといふのですか。どちらなんですか。

○國務大臣(船田中君) まず前段のことについてちよつと一言申し上げておきますが、防衛庁の経費の支出につきまして、いろいろ会計検査院から非難を受けたといふことにつきましては、

まことに遺憾に存じまして、その原因を究明し、また方法も講じ、責任者はそれぞれ処分をするという手段を講じた次第でございます。今後防衛庁貨物の支出につきましては、ただいま松浦委員も御警告になりましたように、十分注意をして参りたいと存じます。ただ衆議院の決算委員会において問題になりました冬服を買い過ぎたじやないか。それからバックカード・マリン・エンジンの買い上げについて不正不当が

す。昭和三十五年度において防衛庁の持つております試算が実現することによりまして、米軍撤退の基礎がこれによって作られるということになります。現実には米軍の撤退ということは、国際情勢ともにもらみ合せまして、その後のにおいて日米間の合意によってこの米軍の撤退ということが実現するだろうと存じますが、その時期は今日これを明言するわけには参らぬという次第でございます。

リカの日本における地上軍の第一騎兵師団、第三海兵連隊、第五百八空挺連隊戦團と、こういうもの、たとえれば第一騎兵師団というのは何人、第三海兵連隊が何人、第五百八空挺連隊戦團が何人ということは、そこでわかります。りになりますか。

○政府委員 門叶宗雄君 あるいは直接松浦委員の御質問にお答えすることにはならないかと存じますが、大体私たちが承知しております在日米軍の兵力は

ないでしようけれども、一つの問題として、將來、ことし一万一千人アメリカの軍隊が少くなれば、それに対応してもう數もほとんどきまつておるようですけれども、駐留軍の勞務者が整理されるわけですね。これに対して防衛庁から見た今後の処置とか対策とかいふものが当然考えられるべきだと思ふのですけれども、何か考えございますか。

○國務大臣（船田中君）　今、松浦委員

ことは間違いないのです。労働者が整理されていくということは気の毒であるからというので、われわれは退職手当の増額に関する法律案を議員提案として出しておるわけです。これは気の毒だから何とか処置をしなければならぬということを考えておられるならば、駐留軍のために労務を提供しておる人が整理されていくことを食いとめるということは、實際問題としてなかなかむずかしいと思う。ですから

まじりやしないか。そういうことにつきましては、私どもの方と不当のこととしては、その間に何ら不正不当のことはなかったというのを御説明申し上げておる次第でございます。なお、それにつきまして、もし御不審の点があれば、決算委員会の十分な御審査を願ひ、また刑事事件等がありますれば、それにつきまして十分究明していただく、事実をはっきりさせていただくことをお願いいたしておる次第でございます。

光外務大臣がアメリカに行つて、もう話か、取りきめが済んでおるのと違ひますか。この三年後に陸上の自衛官が十八万になったときに引き揚げるとか、あるいは三十五年度に先ほど申し上げた全体の計画が完了したときに引き揚げるといふようなことは、何か當時重光さんと話し合ひが済んだように伝えられたのですけれども、これは済んでいないのですか。

ですが、地上軍が四万二千、第一騎兵師団が一、工兵師団が一、その他特別砲兵大隊、海兵大隊がございまして、合せて四万二千という事に相なっております。海が六千五百、空が大体五万人程度でございます。

ただいま長官からのお答えに関連してお話ございました米軍の撤退計画といたしましては、ただいま申し上げました騎兵師団の三分の一、約四千名

の御指摘になりました点はきわめて重大なことであり、また特にこの米駐留軍に雇われております日本人労働者の多数の失職するということは、これは非常に気の毒な事態でもありますので、政府といいたしましては、特にその対策のために官房副長官を委員長といたしまして、関係の深い各省庁の事務当局が会議を持ちまして常に連絡会議を開き、そうしてできるだけそれらの人の転職のあつせん、あるいは転職の

らでやるだけのことをしてやろうということは、退職手当を増額をして、そして失職後の不安を少しでも除去するものということができるだけのことだと思ふるので、この法律案に対して当然防衛庁の立場から御賛成あるべきだと思ふのです、いかがですか。

○國務大臣(船田中君) 今の退職金給付に關する議員提出の法律案といふものを、私実は見えておりませんので、ここですその賛否を申し上げるわけには参

います。今後におきましてかような事態の起らないように万全の措置を講じて参りたいと存じます。

なお、後段の御質問でございますが、これもその席からまたびたび申し上げたことでございますが、三十五年度を最終年度といたしまして、防衛庁の試案として持っております陸上の増強計画は、今御指摘の通り、十八万の陸上自衛官を持つと、こういうことでございますが、これとアメリカ駐留軍

重光外務大臣がアメリカに参りまして、ダレス長官初め、国防、国務兩当局者と話し合ったその内容の概要につきましては、当時日米共同声明が出ておりますが、あれ以上のものは何もございません。また私もそれ以上の詳しい話を聞いておりません。

○松浦清一君　船田長官の御説明で、今年だけで一万一千人程度のアメリカ地上軍が撤退をする。それからまああ

が本年の初頭から撤退をして、大體撤退を完了し、現在約一万吸っておりま
す。それから海兵師団が現在約三千ご
ざいます。空艇団が約四千あります。
この合せて七千名というものが六月上
旬から撤退を始めまして、本年中に撤
退を完了する、こういふことに承わつ
ております。

○松浦清一君　このアメリカの駐留軍
隊が引き揚げるに伴つて、ここに勞務
を提供されておる日本人勞務者が非常

できない者も、失業をして生活上困ることのないように万全の措置を講じつつあります。現に呉地区におきましても最近千人近い労働者が解雇されるというようなことになりましたので、これにつきましては地元の出向の御支援も得まして、政府としてはできるだけの善後措置を講じて不安のないようにいたしておりますが、今後におきましても、今御指摘のこともございますので、できるだけの措置を講じていくよ

りませんが、先ほど来申し上げておりますように、駐留軍労務者の解雇に對しましては、政府としては今後もできるだけだけの措置を講じまして、不安のないようにいたして参りたいと存じます。

○松浦清一君　できるだけだけの措置ということは、結局はこの次につくべき仕事を見つけるとか、あるいは若干の生活がささえられる退職手当を増額して支給するという以外に道はないので

の陸上戦闘部隊の撤退という関係でございますが、アメリカの駐留軍のうち、陸上戦闘部隊は現在も順次撤退しつつあるのでございまして、本年中には約一万一千ぐらいの陸上戦闘部隊が撤退するということになっております。

たのおつしやることを肯定するとして、今まではしばしば御答弁になりましたように、日本の自衛力が漸増するに従ってアメリカの駐留軍が漸減をしていく、こういう方針だということを一応了承した上で尋ねるのですが、アメ

に残酷な状態において解雇されつつあること、これは調達庁の方の問題かもしれないませんが、何らかの措置を講じなければこれでは気の毒だという実情にあることは、長官も御承知の通りであります。これは長官一人の御責任じゃ

うにいたしたいと考えておる次第でございます。

○松浦清一君　アメリカの軍隊が撤退するということは、これは非常にけっこうなことですが、日本の防衛計画全体の中から生まれてくる犠牲者である

すよ。言葉だけでなしに、具体的にそのことができるのことは、ということ。ですから転職もさせられない、退職手当も増額ができないと、こういうことであるならば、これは結局何とかなして上げたいということは、気持の上

だけの問題で、実際にはこれを実行しないということになる。実際に実行しようとするならばこの二つ以外に道はない。ですから日本の防衛計画全体の中における一つの犠牲であるというそういう建前から、防衛庁は真剣にこれは考えてもらいたい。法律案の内容をよく一つごらんになって、手配を引き連れて賛成ができるような態勢を作ってもらふことを希望して、もう十二時ちょっと過ぎましたから終ります。

○委員長(青木一男君) きようは始めるのがおそかったから、もう少しやりましょう。

○松浦清一君 ところが、私は経済企画庁長官に対する質問を用意しておったのですが、それが出てこれないの、私の質問は半分まだ残っておるわけです。(午後やつたらしいじゃないか)と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) きようは始めるのがだいぶんおそかったからもう少しやりましょう。

○千葉信君 議事進行について。午後の議事の関係について理事会で御相談する件もあるので、こちらで一つ休憩して、そして松浦君の質問については午後の委員会でもやるかやらないか、そういうことも含んで理事会に切りかえてもらって、委員会はこれの休憩してもらったかどうかと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(青木一男君) 私はもう少しやる方針ですけれども、質問者がなければ休むよりしょうがありません。質問なさる方がございませんか。

○松浦清一君 質問がないこともないけれども、同じ顔を見ながら長官と私と二人で二時間もやつておればいいかげん飽きがくるから、一休みして……。

○江田三郎君 私も質問があるのだけれども、けさ資料を要求しておりますから、これが出ぬと質問に入れないのです。

○委員長(青木一男君) 堀君どうですか。

○堀真琴君 私も質問はあるのですけれども……。

○委員長(青木一男君) それじゃ暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員変更について御通知いたします。五月二十二日亀田得治君、永岡光治君が辞任されまして、その補欠に千葉信君、菊川幸夫君が選任されました。

理事の補欠互選の件をお諮りいたします。千葉信君の委員辞任に伴って理事が一名欠けておりますので、理事の補欠互選を行います。互選の方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず衆議院の修正にかかる部分につき便宜政府から説明を聴取いたします。

○政府委員(朝田静夫君) 衆議院におきまして修正を受けました点は三点ございします。

まず第一点は、長官を補佐する次長を気象庁に置くということでございます。気象庁におきましては、従来人事行政の上から技術者をもつてその長に充てておりましたが、今後も気象業務を行う上から申しまして、長官は技術者をもつて充てることが適当と思われましますので、行政面から長官を補正する次長を置く必要があるというのが第一点でございます。

第二点は、本法律案におきまして施行期日が六月一日になっておたのであります。準備の都合がございまして、一カ月延長いたしました。七月一日に改めたいということでございます。第三点は定員法の関係でございます。先に成立いたしました首都圏整備法に基きまして運輸省から二名の定員を割愛いたしております関係上、付則におきまして、運輸省の定員を二名割愛したことに改めたいというのが修正の第三点でございます。

以上が衆議院におきまして修正を受けました点でございます。

○委員長(青木一男君) これより質疑を行います。

○松浦清一君 午前中国防会議で全部の時間を使得午後また劈頭で大へん恐縮でございますけれども、お伺いしたいと思ひます。(松浦さん少し大きな声で)と呼ぶ者あり。大きな声でやっております。(笑)この法案の提案理由の説明を拝見いたしました。案にまことにわが国の気象業務は完璧を期しておるといふようなことが書いてあるので、果して現在の機構あるいは日

本の施設、そういう点で必要限度の気象業務が完遂されておるかどうかという点に疑問を持ちますので、そういう点を伺てみたいと思ひます。この説明によりまして、「全国的に百六十余の地方機関と、千五百余の観測所等が細の目のように有機的に組織されておる、五千五百五十名の職員を配置して、一体的に業務を遂行する大きな事業体であります。従いまして、中央気象台は、国家行政組織法第八条のもつばら試験研究を行う付属機関であるよりは、むしろ同法第三条の外局とするのが適当であると考えますので、運輸省の外局として、気象庁としたのであります。こういう趣旨の説明がなされておる。別に提案理由の説明に因縁をつけるわけではないのですが、少くとも私も聞き知る範囲内において、日本の今日の気象業務の機構なり施設というものは完璧であるとは了承ができないのです。その了承のできない第一点として、従来南の方と北の方に定員観測が行われておったのが、昨年でしたか、突如として北方定員が廃止された、こういうことを聞いておりました、そのことによる北方方面の気象観測が非常に支障を来たしておる、こういうふう聞いておるのですが、どういふわけで北の方の定員観測を廃止したのか。それとまたそれを廃止することによって北の方の気象観測に支障が起るというよりなことではないのか。まずこの一点を伺ておきたいと存じます。

○國務大臣(吉野信次君) お話の提案理由の説明は御指摘のありましたように少し書き過ぎのような点がありますが、決して現状におきましては、完璧だとは私も考えておりませんので、ただ比較上のごとき他の部局から比べれば大きいということだけでございします。お話の点は御指摘のありました通り決して完璧ではございせん。それで北方定員のお話がございせん。これは御承知の通りに駐留米軍と共同で、費用の分担は向うの方が四分の三でこちらの方は四分の一、こういうのでやつておりましたのを、向うの方の都合でたしかあれは昭和二十九年にそれをやめることになりましたので、相当にあの事は経費がかかるとおつた四分の一の費用ではどうともまあしょうがございせんので、それなりに機会あるごとにわれわれといたしましてこれを復活したいというところで努力いたしましたのですが、まあ財政上の理由で今日までそれがみえておらないわけでございます。そのために気象業務上に不便と申しますか、これは感じておることは事実でございます。やはりああいう方面にありうる観測というものがあつた方が非常によろしいということは私も考えておるわけでございます。

○松浦清一君 これはアメリカ側との費用の分担率は、アメリカ四分の三で、この一カ年の総経費はどれくらいかかっておつたのですか。

○政府委員(和達清君) 当時定員は南北いたしておりました。その費用は一年に二億余りだと記憶しております。そのうち四分の三がアメリカの負担になっております。なお、これが打ち切りになつたときの情勢を少し申し上げますと、この定員観測はわが国の旧海軍が使つておりました海防艦がア

メリカ側から引き渡され、そして行なつておつたものでございます。ところがその船が年数もたちますし、特に北の方の荒海におきまして観測に十分でありませんで、アメリカに對して、新しい船をもつて行つたということ、日本から提案してあります。アメリカ側もその船といふものについて非常に考へておつたのでありますが、ついにその船が実現するに至らずして、突如アメリカの方からこの観測打ち切りの通告となつたのであります。

○松浦清一君　そういたしますと、北方定観測は気象業務の上から判断して必要であつたけれども、二億円の經常費の予算を取ることができなかった、やむを得ずこれを廃止したと、こゝういふ状況でございますか。

○政府委員(和達清夫君)　先ほど申し上げましたように、単なる經常費にあらずして、新しい船を得るといふところにおいて、非常な経費の問題が生じたために、この継続が困難になつたのであります。

○松浦清一君　もし船を作れば、どれだけの費用がかかつて、どれだけの船を必要なのですか。

○政府委員(和達清夫君)　その当時私どもの計算によりますと、一隻約六億でありまして、一つの定観測を經營するには三隻、二点を一つの機関が經營するには五隻と計算したのであります。

○松浦清一君　北方の廃止された定観測は、一隻でもやれることはやれるのですか。

○政府委員(和達清夫君)　一カ所に船を停泊させて、次の船が行つて交替をいたして、そして観測を続けるの

理とか、そういうために二隻ではきつち一ぱいで円滑にできませんので、一カ所二隻半といふふうに考へております。

○松浦清一君　北方定観測を廃止するといふことは、新しい船の建造費、それから經常費等の予算関係もむづろん問題があつたでしようが、かりに二隻半とおつしやいますから十五億円で済むか、十五億圓をもつて二隻半の船を建造する。半といふ船はないでしようけれども、十二億圓か、十五億圓の予算を計上して船を二隻作る。それから經常費に二億かかる。たとえばこの予算がとれて船を作つたとしても、海上における定観測をして、それを内地で受け入れるだけの機械の設備といふことが、施設といふ機械があるといふことを聞いていますので、その点はどうか。

○政府委員(和達清夫君)　お尋ねの点は、観測の整備とか、それを活用することと思ひますが、それには別にさういふ大きな欠陥はないと私は思つております。

○松浦清一君　施設の点においても、その他の点においても、今で十分な

○政府委員(和達清夫君)　私お尋ねの趣旨を正確に把握しておらないかもしれませんが、ただいま申し上げたのは、定観測にそれだけの費用をかけて行へば、あと基地の方にはもつと設備があつて、それなればできないかというお尋ねと思ひまして、それには基地の方もある程度二億に含んでおりますから、それで格別大きな欠陥はないと申しました。お尋ねの趣旨が、気

象事業全般にわたつて、定観測をするだけで気象事業が成り立つのかといふことならば、気象事業といふものは、いろいろまだ施設をしなければならぬといふことがございまして、定観測一つだけではいけませんので、完壁になるわけではないといふわけですが。

○松浦清一君　今日のような日本の経済事情では、今年や来年定観測を再開せしむるということは不可能かもしれぬが、もしでき得るというよりな状態になつてくれば、内地の方、内地といふことは、陸上側のことはあまり知りませんが、気象関係の受け入れ態勢に要すべき整備の具体的な問題点といふものは、どういふところにあるの

○政府委員(和達清夫君)　現在中央氣象台におきましては、いろいろの施設を整備しなければならぬ事項がたくさんございまして、その中で主なもの、また早急にいたしたいものを要約いたしますと、まず氣象通信の整備強化でございます。それから第二番が水害の対策に対する氣象業務の整備、その次は氣象の天気予報を行うのに新しい数値予報のようないふ方を採用すること、第三番目は海上におけるところの氣象に関する整備、さういふものの海難防止に対する氣象業務をもつと強化するといふような、項目をあげますとさういふものでございまして。

○松浦清一君　お許しあれば、この一つ一つについて詳しく申し上げたいと存じます。

○政府委員(和達清夫君)　まず第一に今あるものを完全に整備することでありまして、これは長年の氣象事業において腐朽、老朽化したもの、あるいは時代の進展に伴わないもの、さういふものを整備強化することでありまして。

第二番は、今度は新しいやり方ができたことに對する、即ち新しい新しい設備であります。前に申しました、以前からあるもの、それに時代の進展に伴うものも加へていたすよりなこと、は、各項目につきましてもその両方がございまして、たとえば海上の遭難に對する氣象サービスの面といふと、従来の通信線が十分でなかつた。予報の出し方に対する技術的の考慮であるとか、そのための氣象資料の整備であるとかといふようなこと、または観測船が不十分であるとかいふようなこと、また新しい施設としましては、近代化的のレーダーといふようなものを活用するといふように、各項目におきまして現在のもので整備強化と新しい施設を作つてゆくものとござい

各方面にわたりますので、お答えを適切にいたしましたかどうかは存じませんが、

○松浦清一君　私が手元に持つております二十九年度の災害関係の資料によりますと、五月以前のものの、それか

○松浦清一君　さういふ機械設備等の名前をこまかく承つてもなかなか理解ができないのですが、大体日本の氣象観測の完壁を期するためにはどういふ場所にどういふ新しい設備をする必要があるといふ新しい大体的ところを一つ教へてもらえませんか。

○政府委員(和達清夫君)　まず第一に今あるものを完全に整備することでありまして、これは長年の氣象事業において腐朽、老朽化したもの、あるいは時代の進展に伴わないもの、さういふものを整備強化することでありまして。

第二番は、今度は新しいやり方ができたことに對する、即ち新しい新しい設備であります。前に申しました、以前からあるもの、それに時代の進展に伴うものも加へていたすよりなこと、は、各項目につきましてもその両方がございまして、たとえば海上の遭難に對する氣象サービスの面といふと、従来の通信線が十分でなかつた。予報の出し方に対する技術的の考慮であるとか、そのための氣象資料の整備であるとかといふようなこと、または観測船が不十分であるとかいふようなこと、また新しい施設としましては、近代化的のレーダーといふようなものを活用するといふように、各項目におきまして現在のもので整備強化と新しい施設を作つてゆくものとござい

各方面にわたりますので、お答えを適切にいたしましたかどうかは存じませんが、

○松浦清一君　私が手元に持つております二十九年度の災害関係の資料によりますと、五月以前のものの、それか

ら六、七月の豪雨、八月の豪雨、十二、十三、十四、十五号台風等の被害です。これは必ずしも氣象観測が完壁であつたといふことも、この被害が全部免れるといふことはできなかったでしようが、この被害だけを見ても、農作物関係の被害が筆頭で千五百億、それから土木関係の被害が三百十億、水産関係の被害が百十億、こゝういふ工合になつて、約二千億圓の災害による被害をこゝうおつておられるわけでありまして。これは非常にむづかしいことで、相当の新しい施設なり機械の設備を完全に行なつて氣象の観測が完壁であつた場合には、この何十%か、何%かは、早く台風などとか豪雨などといふことが予知された、さうして防災をすることができたのではないと思はれる。特に水産関係の被害等は、漁船の遭難がきわめて多い。漁船の損害などは、漁船そのものに、無縁を持てないといふ、いろいろな船自体の欠陥もありましようけれども、たとえば今どこそこの海域は危険であるから、出ることを見合したとどうだとか、あるいはどういふところに台風のおそれがあるから、さういふ出た船はあした歸つてこないといふ危険といふようなことは、たとえば無線とかラジオとかいふもので船がキヤッチするのではなしに、いろいろな方法で船に連絡してやつて、この被害が相当程度免れることができるのではないかとお尋ねですが、これはさう考へて、かえつて教へてもさういふ結果になるかもしませんが、氣象台長の一、具体的にこれはわかりませんが、あなたが氣象台長として、これだけの施設とこゝういふものを持つていけば、こ

ういう災難は相当程度免れるだろう、相当程度を致すでせよといふことは無理でしょうが、そういう感じはいたしませんか。

○政府委員(和達清夫君) お話の気象の災害につきましては、年々莫大の損失をこうむつておられることは事実でございます。気象サービスがその間何寄与するかといふことは、その鑑定が非常にむずかしいことである。特に金額だけでなく、人命という問題が多くなつておられるところは、私どもその責任を痛感しておる次第でございます。さて、こういうような気象災害を少しでも軽減するに当りましては、もちろんこの的確なる気象情報の提供、あるいは予報の伝達というよりなことがございまして、が、気象台は最善を尽しますとして、それがいかに活用され、いかに周知されるかという点につきましては、なお今後の気象はもとより、関係の方面においても、よく連絡し、それがうまく行われるように、ますます努力すべきだと思つております。なお、気象台自体が最善の気象サービスをのどにどういふ施設が、ざつとどのくらい要るだらうかといふようなお尋ねであります。気象のほうはいまだに発達の上にあるようなものを織り込みまして、そしてこのほうにばくたの広い区域を対象にしてあるものにおきましては、多々ますます弁ずるという点がございまして、ある程度しほらなければ、その効果を、これだけやれば完璧であるといふようなことは、ちよつと申し上げにくいのであります、それを実際の問題として、まあこの現在の段階において、

それが行い得るといふのはどうかといふことは、われわれの要求している予算額といふものが一つの目安になるのではないと存するのでございます。昨年度われわれが予算について政府に要求したものが三倍まではなかつたかと思つて、これもさきに私の言いました一般論から検討の余地はあると思つて、一つ、そのさういふものも目安になるのではないと思つて、

○松浦清一君 吉野運輸大臣に伺います、あなたは憲法担当の大臣になられて、憲法調査会法の審議の際に、第九条を改正して軍備を強化するのではないか、さういふわれわれの質問に対して、これは鳩山総理も同じようなことを答へられたのですが、国力に対応した軍備を増強していくのだといふことを、しばしば国防会議構成等に關する法律案の審議、憲法調査会法案の審議の際に、問ひもしし答へられてもきたわけですね。ところが、今申しましたような昭和二十九年だけでも二億に近い大きな災害を受けておられる。そして北方の定観測を復活する、船を作つて復活するといふことのため、十数億の金と二億程度の経費が、あれば北方における定観測ができるということ、ところが国力に対応して増強するのだといふ軍備の關係の方は、これはまたしばしば申し上げましたけれども、昭和二十九年から三十二年に使用したいほうだい使つて、なお二百三十四億円の金を使い余して、さうして翌年度に繰り越してある。さうして憲法を改正して軍備を増強するたりの關係にはふんだんに金が使われ

て、さうして海難防止、農作物に対する被害、その他土木關係の莫大な被害を、金額に見積つても相当の予防ができるであらうと思はれる方面に金を使つていくわけですね。さういふ矛盾に逢着して飛びますが、憲法担当の大臣としてさういふ矛盾をどのように考えますか。(笑聲)

○國務大臣(吉野信次君) まあ軍備の方の關係と、この運輸省設置法の關係といふものの論理上の連絡はあるといへばあるし、ないといへばないやうなことでして、その点については、私もこの席上で憲法調査会法案の場合において、今お話の通り、国力相應に、あるいは九条を改正してどんどんふやすのだといふことを申したことはないのでございます。しかし、ただいかに、運輸大臣として気象關係において非常に金が少いといふことは私も痛感しております。私もさういふ痛感しております。私もさういふ痛感しております。私もさういふ痛感しております。

○江田三郎君 ちよつと関連して。今の軍備と、軍事費と言いますか、それと気象とは直接關係があるやうなないやうなといふお話でしたが、さっきの北方定観測の場合に新しい船を作るのと六億も一隻に對して要するといふ話がありましたが、一体これは何ですか、今防衛庁が使つていられるやうな船でさういふ目的のために多少の改造をすれば使えろといふ船はあるのですか、あればどういふ船なのですか。

○政府委員(和達清夫君) 私は詳しくは存じませんが、さういふ船はさういふに記憶しております。

○江田三郎君 この改造をしても今の防衛庁が使つていられる船はさういふものには不向きだとさう断定していいのですか。

○政府委員(和達清夫君) 船のあるなしは私詳しく存じませんが、あるといひましたけれども、この定観測といふものは全くその目的に終始使われるものでありますから、その点は一定の期間の借用ではできないと思つております。

な点について非常に足りないといふことを痛感しておりますので、まあ再準備云々といふことにもかかわらず、氣象業務といふものにつきましては、もう少し予算を出さなければならぬ、つきましては内々私も継続費という關係じゃございませぬけれども、氣象業務といふものの充実を期するために、さういふ一具体的計画を何年にわたつてやるかといふ長期の計画を立てまして、昭和三十三年からそれを実施するやうに要求したらどうかといふやうなことを今考えておる最中でございます。

○江田三郎君 ちよつと関連して。今の軍備と、軍事費と言いますか、それと気象とは直接關係があるやうなないやうなといふお話でしたが、さっきの北方定観測の場合に新しい船を作るのと六億も一隻に對して要するといふ話がありましたが、一体これは何ですか、今防衛庁が使つていられるやうな船でさういふ目的のために多少の改造をすれば使えろといふ船はあるのですか、あればどういふ船なのですか。

○政府委員(和達清夫君) 私は詳しくは存じませんが、さういふ船はさういふに記憶しております。

○江田三郎君 この改造をしても今の防衛庁が使つていられる船はさういふものには不向きだとさう断定していいのですか。

○政府委員(和達清夫君) 船のあるなしは私詳しく存じませんが、あるといひましたけれども、この定観測といふものは全くその目的に終始使われるものでありますから、その点は一定の期間の借用ではできないと思つております。

○江田三郎君 だから私はそれを何カ月借用とかさういふことを聞いていたのではなくて、今防衛庁がアメリカから貸与されたり、あるいはさうでない形においていろいろな形の船を使つておるが、あの中には改造すれば定観測に使えろ、さういふ種類の船がないおののです。

○政府委員(和達清夫君) よく研究いたしますが、私の記憶でアメリカから定観測に使うやうな船が一度問題になつたときに、それが防衛庁の方に渡つたことがあつたのが、二隻あつたやうに思ひますから、全然ないとは言えないと思ひますが、それ以上のことは存じません。

○松浦清一君 中央氣象台長は一昨年の暮に、班は違つたでせうけれども、一緒に中共に行つて、周恩来首相に會つたときに、一緒に會つて、中共からの氣象の連絡がないから非常に困難をしておるが、何とかそれに対して便宜をはかれないかといふことを、あなたが勇敢に周恩来首相に要求しておられた。われわれははたにおつて非常に賛成をしておつたのですが、その後中共側との間の交渉がどのような経過になつておりますか。それから中共側との氣象連絡がないために南の方でどのような不自由をしておられるか伺ひたい。

○政府委員(和達清夫君) ただいまのお尋ねのことですけれども、あの以後中国の担当の方とこの問題についてお話ししましたが、これは中国の國家の機微にわたることであるから要求は満足させがたいといふやうなお話で、こまかい点につきましても、いろいろ私は部分的なお願ひなどをしたのであ

りますが、私にとっては余り満足できない状態ではお話し合いがつかない状態でありました。その後も絶えず私は連絡努力はいたしておるつもりであります。いまだにこの問題は解決つきません。

なお、そういうような中国の気象情報が入らないことはどのくらい日本の気象事業にとって痛手であるかということにつきましては、簡単に口では申せませんが、ともかくも日本は中国の隣り国でありまして、特に西側にあの膨大な地域をもっており、中国から一つの気象情報もこないということは、普通の気象の常識からいまして、非常な業務に不十分な結果を来しているという事は申し上げられると思ひます。

○松浦清一君 ソ連と日本との間には、同じ国交が回復されておらぬでも、気象通報の交換が行われておいて、中共との間にそれが行われぬという事はどういふところに主要な原因があるのでしょうか、お気付きの点がありましたらお教え願ひたい。

○政府委員(和達清夫君) 私は国際間のことはよく存じませんけれども、私の理解しておるところでは、中国は現在交戦状態にあるからそれで気象資料は発表ができませんと言われたように記憶しております。

○松浦清一君 これは気象の通報の交換といふ事ですか、そういう問題に限定してでなしに、中共と日本との間には気象台長のおっしゃる通り国交が回復されておらないということ、この問題のみならず、貿易関係その他にも非常に不自由な点がある。ここで、貿易関係を論ずる場所でないから申しませ

んが、気象の關係の面からだけでも判断してこの交換ができないということ、いいとか悪いとかいふことを議論する前に、その前提条件、今台長がおっしゃる通りに交戦状態にあるからこの通報關係の交換ができないというのはもつともな事だと思ひます。ですから、こういう面から見ても、すみやかに中国との国交を回復すべきだ、このように、これはこれだけに限定して考えるわけにはいきませんよ、なかなか広い範圍の問題があるのですから……とにかく国交の回復をするという事が日本の利益するところが非常に多い、そのように私どもは判断をいたしておりますが運輸大臣いかがですか。

○國務大臣(吉野信次君) まあこれは国全体の問題ですが、私も究極においてはやはり松浦さんと同じように考えております。

○松浦清一君 運輸大臣は今日日本の国の最も重大な問題となつておる憲法担任の大臣になられるくらいですから、閣内においても相当有力な地位を占めておられるものと判断するのです。このことに関して閣内における御努力を懇請をしたい。おやりになる御意思でございますか。

○國務大臣(吉野信次君) 今私の力はそうおっしゃるほど(そうでないよ)と呼ぶ者あり)なんじゃございせんませんが、微力でございますが、まあ微力は微力ながらそれ相応に今のような問題につきましても一つ努力したいと思つております。

○松浦清一君 気象台長に伺うのですが、もしも中国との気象観測の交換と言ひますか、適切な言葉は知りませ

んが、そういうことが行われるならば、こういう被害は防止ができるのであり、こういう被害については事前予知することができるとあらうという大體の見当はつくものと了解しますが、それはわかりませんのですか。

○政府委員(和達清夫君) 御承知のように、天気は西から大體移つて参ります。もつとも台風のようなものは南の方から参ることもございます。しかし大體において西の方から移つて参りますのでありますから、そういうような暴風というよりなものは前もつて予知することができます。また南の方から参るものもその方の資料から正確度を増すことができます。従つてある種の暴風あるいは豪雨というよりなものは中共の材料があつて初めて予報ができるというものもございします。ある種のものはその精度を増すという結果になります。

○松浦清一君 気象観測と台風はこれからは非常に關係の深い問題ですが、あんまり時間をとらないで台風の起る原因と、その主としてどういふところから起つて、そして日本にこのよう大きな被害を与えておるかという事を簡単によろしくございしますから教えてくださいませんか。

○政府委員(和達清夫君) 私もよく台風風に關してまだ究めておりませんが、いろいろ説がございしますけれども、理解しておるところでお答えいたします。

とにかく発生場所は南洋の地域でございます。南洋の海の水を水蒸気の形にし、その水蒸気は潜熱つまり隠れた熱という形で持つておびたしい熱を持つて空

氣中に含まれております。そのおびたしい熱のエネルギーというものは、いつかは運動のエネルギーに変わるものであります。南洋の海上におきましてこれが一度まあ上昇気流というよりなものを起して、そしてその潜熱が遊離いたしますと、そこに大きな渦巻が起りまして、そしてますますその潜熱を使つて発達をし、そしてここで大暴風が起る、台風という現象が起きるのです。この大氣中に起る大きな渦巻は全体の大氣の流れに流されて、その途中ますます発達しながらわが国の方へ移動して参るのであります。その参る道筋もそのときの氣象状態によつていろいろではあります。大體の、平均的に申せば夏の初めは南洋に起つてフィリピンを通りアジア大陸の方に進み、だんだん秋になるにつれ南洋から琉球の方を通り黄海に抜けますが、秋の終りに近づくと従つて日本の方へ来る。そしてさらに南の方から東の方へ抜けるというよりなものが大體の傾向であります。しかしそのときの氣象状態によつて非常に異常な経路をとつたり、あるいはその速度に非常にむらがあつたりいたしますので、台風の予測は現在なおまことに困難をし、努力をいたしておる次第であります。

○松浦清一君 私は神戸ですから、神戸の海洋氣象台にときどきおじゃまするのですが、あそこなんかは戦災のために建物がおこれたまま、そのまま放任されておる、仕事ができないという状況におかれておる。ああいうようなものは神戸ばかりでなしに、あるいはいろいろな施設が老廃して使用に堪えないとか、そういうところがたくさんにあるだらうと思ひます。いつも私は

船の關係ですから、そういうことを思ひます。大體日本の國の行政それから政治の中で、船だとか氣象だとかいうものについては関心度が薄い。そこで日本の氣象などというものは片すみの方に追ひやられて、相当重大な仕事をしておるにかかわらず、片すみの方に追ひやられておるというやうな氣がしてならないのです。神戸のように戦災のままだ――役所の庁舎であるとかその他のいろいろの公共施設等がほとんど復旧して、しかも本庁のごときは戦争前よりもりつぱな建物のごときは戦後できておる。ところが出先のそういう大事なところが戦災後も放任されておることはまことに残念だと思ひます。が、ああいうところがほかにまだあろうと思ひますが、まだございしますか。これはどういふわけでそのまま放つてあるのですか。

○政府委員(和達清夫君) 神戸海洋氣象台において爆撃を受けて破壊された建物が、その残骸をさらしておられます。はなはだ見苦しくて申しわけないと思つております。取りこわしますにも費用がかかりまして、いずれば再建いたしたいと思ひますけれども、現在のところまだそこまでできませんので、ああいう状態になつておるのであります。何とかいたしたいと存じております。

なおこの氣象官署全体にわたつて、そういうやうな庁舎の復旧というものには相當に悪いところがあります。それらにつきましても年々できるだけ修繕改築のやうなことを心がけておりますが、何ぶんにも一年に数か、非常に少なくいたしておりますので、なお多く腐朽した建物が残つておる次第でございます。

○松浦清一君 台長は非常に遠慮をして、気がねをして、どうも予算がとれないからというのをはつきりおっしゃらないけれども、結局予算の問題だと思ふので、ああいうように出先の重要な仕事をしなければならぬ場所が戦災のまゝ、鉄筋の骨だけがさらされてゐる、そういうような状態というものは好ましい状態でないことはもちろんだし、また業務を遂行するのに大きな支障を起しておることは、しばしば私は現場で伺つておるのです。結局これは、余るほどの軍備予算を節約をして、ほかに出てくればけっこうですが、すみやかに予算の獲得をして、そして十年あまりもたつのに戦災の状態が復興されてないという様なことをすみやかに復興しなければならぬ、こういう一つのお考えを運輸大臣持つていただいて、来年度でも予算獲得のために努力をされるという御意思はございせんですか。

○国務大臣(吉野信次君) その通りについておっしゃると思つております。
○松浦清一君 それを一つお忘れのないうちに、あなた、憲法の改正が終わるまで、やはり憲法担任ですから述べるわけにはいかぬと思ふので、運輸大臣をかねられて、閣内における発言力も強化されて、そして十分とはいかないかもしれないけれども、こういうふうな、気象台の事業というものが片すみに押し込められておるというやうなことを一つ脱却をして、新しい日本の気象の大業の達成をされて、そしてそのことのために起る被害というものを最小限度に食い止めたいという一つ御努力をお願いしたいと思います。このことを希望しておいてほかへ譲りましよう。

○江田三郎君 最近天気予報的中率というやうなものは、従前に比べてどういふことになつてゐるのですか。
○政府委員(和達清夫君) 最近の天気予報は終戦後次第に成績をあげておりました、八〇%以上の中しておると存じております。
○江田三郎君 いろいろ松浦君から災害の話が出ましたが、御承知のやうに、これは大へんひどい霜の害を受けたわけですが、こういう霜害というやうなものは、これは長期の予測というやうなものはできておるのでございせんか。

○政府委員(和達清夫君) ただいまのお話は、五月初めごろ、よく起る晩霜のお話と思ひます。晩霜は、そのために特別の注意報とか警報とかを出してありますが、あまり前には出しませんが、その日の午前とか午後までには出して、その日の晩から明け方の霜に対する警報を出す。そして農家におきましては、できる限り、煙を出す方法とか、水をまく方法とかいふ措置をいたしまして、そして防ぐというやうなやり方をいたしております。
○江田三郎君 警報をいただいて煙を出すとか水をまくとかいふても、これは限度があることで、そうむやみにできることではないですが、そういうことが、その日の午後というやうなことでは、もっと長期な予想というものは、これは不可能なんではございせんか。

○政府委員(和達清夫君) 大づかみの予想は少し前にござまして、そしてまぎわの警報ということになるのでございせん。季節も一年中、そう長いわけでもございせんし、農家におきましても、それぞれ注意をいたしておられますし、こゝろいふやうな地域的に非常にむらのある問題では、各地域におきまして、それぞれの特性もございせんので、こゝろいふことは気象台とその担当の他の部局、あるいは実際に個々の農家と力を合せて効果が上るものと存じております。

○江田三郎君 先ほど当面気象台として、施設というよりも当面の問題点というのを五項目ほどあげられました。これはさらに吉野大臣から補足のやうな説明を聞きまして、全くこれは何とかしなければならぬという感じを強くするのですが、一体気象台の予算で、人件費とその他の費用との割合というものはどういふことになつておられますか、戦前の姿と現在どうなつておられますか。
○政府委員(和達清夫君) 数字はのちほど申さしていただきたいと思います。が、戦前は大体半々というやうなものであります。現在ではとても半々ではなく、人件費の方がはるかに多いと記憶しておられます。何割でありますか、ちよつと調べまして……。

○江田三郎君 現在のところ人件費の方が多くというのですが、人件費の部分には、戦争等で破壊されたものの復旧も含めて、なお人件費の方が多いというのですか。経常的なものだけを見て人件費の方が多い、どうなんですか。
○政府委員(和達清夫君) それらを含めまして人件費が多いのであります。
○江田三郎君 大臣は、至急に気象台の整備拡充強化の長期計画を立てなければならぬ、そういう必要を感じてゐるというところをおっしゃいましたが、私はその大前提に、まあ戦争によって

特に特別な破壊を受けたものの復旧ということ、あるいは当然更新すべきものをしていないものの更新ということはあると思いますが、そういうものは別にして、一体将来こゝろいふ気象台等の経費においては、人件費とその他の経費との割合を、どの程度にもつていったらいいというお考えでしよう。
○国務大臣(吉野信次君) ちよつと具体的に割合のことは、実は私は承知しておりませんが、いずれにしても、戦争によつていためられたものの復旧もさることありますが、新しい面の施設というところがだんだんふえていくのであります。さつき申し上げました電子計算器のやうなものも一つである、そういうやうな面というものは、てんで新しい施設というものが少いのでございまして、それですから、やはりそういうことも、破壊されたものの復旧と合せて考えなければならぬと、こゝろ考えておられます。具体的にその数字がどういふ割合になるかということとは、ちよつと私もここで申し上げるだけの資料を持っておりません。

○江田三郎君 これは吉野さんは初めて運輸大臣におなりになつたのです。が、それまでいろいろな仕事をおやりになつてゐるし、大体気象台だけでなしに、試験研究機関というものは、その経費が、人件費とその他の経費との割合はほぼどのくらいでなければならぬというところは、一つの常識的なものがあつたやうに思ふのですが、たとえば農林省関係におきまして、昨年来農林省の試験研究機関の整備拡充というところを非常に問題にしまして、そういうときに各試験場長の話を聞いてみて、戦前はこゝろいふ割合であつ

た、それが一つの常識的に試験研究機関としては当然のことなんだという大體の割合というものがあつたやうに思ふのですが、そうじゃないでしようか。
○国務大臣(吉野信次君) 私もその記憶がはつきりしませんが、私も戦前に商工省関係で試験研究機関というものを多く手がけておりましたが、大體人件費より物件費と申しますか、その方が若干上回つておつたのではなかつたかと、こゝろ記憶しております。

○江田三郎君 だから人件費の方が少いというものが、これはまあどこでも常識だと思ふので、従つて今後長期の拡充計画をお立てになるといふと、その原則をまず第一に確立しておやりになるということが一番前提になるのじゃないかと思ひますが、そういう原則というものを貫いて今後の長期計画を立てておられますか。
○国務大臣(吉野信次君) 大體そうしたいと思ひますが、ただ私は具体的な、はなはだしろりと何ですけれども、気象台の業務においてはなかなか計算のやうなものがございまして、若干商工省関係の、産業関係の試験研究機関よりはそういうやうな方面の人手が要るのだらうと思ひます。そのことが、さつき申し上げました実は私も非常に日が浅いのでして、電子計算器というものがあつたか聞いたところが一つもないというところから、それじゃいろいろのやうなもののデータを出すときに、あしたの気象を出すのにも不便だらうと言ひましたら、その通りだという話を聞きました。が、よく私よく存じませんが、そこは若干、これは気象台長から聞いた方がいひかもしれませんが、若干ほかの試験研究機関よ

りは人手が要する面があるのではないかしらと思ひます。

○江田三郎君 まあ戦前も台長の話では五〇、五〇ぐらいだったということですが、まあ今私どもが同じじやうとの常識で考えますと、電子計算機を一つお出しになりましたが、そういうようなオートメーションというのですか、いろいろな機械が発達すればするほど施設の方の事業費の方が多くなり、戦前よりはもっともつと人件費の占めるパーセントというものが少くならないければ勘定が合わないと思ひますので、これは私もしやうとよくわかりませんが、台長の方は一つ専門的な立場から将来の長期計画を立てるとすれば、今の点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(和達清夫君) お話のように気象業務も非常に機械化される時代になっておりました、通信におきましてもテレ・タイプ方式というふうなものも採用しております。また天気図なども電送するというような機械化をいたしておりました。あるいは水害対策の雨量をはかる機械化も自分で自動的に通信をするというように非常に機械化されて参りました、そのために費用は物件費の方が多くなるということは当然考えられます。

○江田三郎君 まあはなはだ失礼なことを申しますけれども、気象台長の顔色を見ても、あまりすぐれぬ顔色をしていられる。(笑聲)日ごろいろいろ災難をお受けになっているのじやないかと思ひます。たとえば二、三日前の鹿児島島の爆発するかどうかというふうな新聞記事を見ても、そこに、爆島には厳として気象台信用すべ

からずという記念の碑が立つており、しかもその記事を見ると、何と云うのでも、気象台長ではない、何と云うのでも、測候所長ですか、何しろ古い機械でお話にもなりません、こういうことを言っておられるが、しかし一般の国民はそんなに機械が悪いとも何とも思ひやしませんよ。そんなことわ

かりませんよ。それはやつぱり気象台の連中の能力が悪いだらうぐらいにしか思ひないのです、ちよつと吉野さん、このところはよく聞いておいて下さい。この気象台に対する国民の不信というものはすぐに政府に対する国民の不信に通ずるのですよ。われわれから税金は取るけれども、ろくなことを一つもやらぬじやないか。天気予報一つでもよく当てぬじやないか。そういうことは政府に対する国民の不信と相通することになるので、やはり私は国民の生活に端的につながりのある問題については、ほんとうに強力な指導力がある政府を作つていこうということがあるならば、一番力を入れなければならぬと思ひます。あなたも大臣になつてからわずかしがたたぬというところで、それはあなた自身の場合はそういうことが言えても、鳩山内閣といふものは今唐突としてきたものではな

い。もうだいぶ長くからあるわけですが、さらに自由民主党というふうな立場からいくと、吉田内閣というものは、ずつと前から定評の問題なん

か何べん一体問題になったか。秋になると必ずこれは問題になることなんです。そういうことについて私は少し吉野運輸大臣が怠慢だったということは、厳として責めらるべきだと思ひます。

そういうことについて、あなたは一体今後ほんとうにどれだけの決意をもつておやりになるかということを、これははつきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(吉野信次君) お話の点は全くごもっともであります。私も從來、何と申しますか、そう言つてはあれですけれども、気象関係の仕事の方は、運輸省の気象台長を前に置いてはなはだあれですけれども、片すみにあつたといふ、そう扱つたわけではございませんが、そういうきらいがあつたといふことは、これはいふまでもないと思ひます。むしろ今お話の通り、全くお話の通りでございまして、この行政といふものが縁の下で力持たせてござい

すけれども、国民の生活の上に、産業の上において申すまでもなく非常にこれは重大な影響を持つものですから、ぜひ私はこの行政といふものに全幅の努力を払つて充実を期したい、こう思つておるのです。今度も気象台といふものを外局にしたというふうなことも、ただ一つの現われでござい

ますけれども、それだけじや何にもならぬのです。またこれを足がかりにして、これから一つ先ほど申し上げましたように年次計画を立てて、一ぺんにはいかないかも知れぬけれども、なるべく新しい施設といふものをここに何しまし

は申しませぬけれども、(笑聲)お振ひになつた、委員長と呼びしてやられた吉野大臣としては、私は相当の期待ができると思ひますが、今度の機構改革について、一体まあ機構改革は大臣がおつしやつたように、これで目的を達しておるのではなしに、これから拡充強化するための一つの土台を作つたのだといふことだから、それはそれでよろしいが、一体なぜあなたの方の原案にない次長というものを衆議院で修正になつたのか、その間の事情はどういうことなんですか。先ほどの説明を

ちよつと聞いておきますという、気象庁長官ですか、気象庁長官は技術者になるのだ、従つて事務系統の次長を置くといふように聞きました、あるいは気象庁長官がかりに技術者であつたところ、その人がその他のことに

ついて不適任だとは私は思ひやうわけです。たとえば建設省において建設次官といふものは、しばしば技術者がなつておる。そういうふうなことを考へてみて、どうも先ほどの説明だけではよくわからぬのですが、その間の衆議院における修正の経過、それから、一体そういうあなたの方政府が出された原案に衆議院修正を受けられたことに對して、政府としてはどうお考えになつて

いるのか、これをどなたからでも……。最後の方はこれは大臣に伺わなければなりませんけれども。

○政府委員(朝田耕夫君) 先ほど衆議院で修正を受けた点について御説明申し上げましたのは、衆議院におきましての修正の理由を速記録によつて御説明申し上げたのであります。そこで長官が技術者で、従来中央気象台の最高責任者の長官、今度の気象庁の長

官でございしますが、それは技術者である關係上、行政面において次長をもつて補佐せざるという衆議院の御意思であつたのであります。私どもの当初のこの御審議を願ひまする原案におきましては、そういう点は、技術者とか事務系統とかいう点を特に考慮はいたしておりませんで、気象業務の強化という意味におきまして、次長を置きまする必要は十分痛感しておつたのであります。しかしとりあえず現在の機構そのままで外局として発足いたしたい。

将来適当な機会におきまして、次長を設置することを認めていただきたい、こう思ひまして、今回はとりあえず現在の機構そのままで認めていただきたい、こういう氣持でおつたのであります。

○江田三郎君 ちよつとこれは一つ大臣から聞かなければなりません、一体今の事務当局のような考え方ではないのですか。一体これは重要法案であるのか何か知りませぬけれども、私どもはいやしくも国会に出てくるものは、ことごとく重要法案だと思つておる。それを初めから修正を予想しつゝ国会に提案されるといふのは一体なんですか。このことを大臣から聞きたい。

○國務大臣(吉野信次君) 私からちよつと補足して申し上げますが、私先ほど申し上げました通りに、気象台の業務の充実といふことは、私はやつぱり年次計画を立てて、これはやらなければならぬ、こう思つておりました、今回の改正点は、ただ足場と申してはなはだなんですけれども、足場として気象庁といふものを外局に置くといふことだけをきめたのであります、次長を一人置くか置かぬかといふことになり

ますと、そのほかにもいろいろな問題があるわけですから、単に次長一人を、この際これをつけるということでは、私は全体から見ても適当でないと思つて、予算を組むとき、これをやり出すときには、現在のままでやつたわけなんです。そこで衆議院の方で次長を置いたらいいじゃないかというお話が出まして、これもそれだけじゃしようがないかもしれません。ただ先ほど申しました通りに、気象台長はこれは技術の方面にたんのうな人でなければならぬ、むしろ長として行政事務というものにもまたむしろ練達な人であるということ、これは私も認めております。ただそれを助けるのに事務的の面がなかあるわけですから、大蔵省にいろいろ走り使いと申しますか、そういうふうな面がございますから、そういう面において気象台長というものを——今度は気象庁長官ですか、それを助ける意味において、次長というものを置いてやろうという衆議院の修正でございまして、それはそれで私はいよいよいいだらう、こう思います。

○江田三郎君 大蔵省へ走り使いをすると、いろいろなことなら、何も次長というふうなものではなくても、一体総務部というものは何のためにあるのですか。一体こういう気象台というふうな機構においては、長官は当然私は技術者でなければならぬと思つて、そういう技術者というものが長官になられたら、その命令系統は一本できちんとしたのが私は一番いいと思うのです。ややもすると、気象台の方ではあれもしたい、こりもしたいというふうなところへ妙なものが入つてくると、その

線が非常にゆがめられてしまふのですよ。とんだところで政治的妥協ばかりして、国民として重大関心を持つておる気象庁のほんとうの充実に必要な、大蔵省に走り使ばかりして、主計官とんでもない話ばかりして、結局において要領を得ぬことになつてしまふので、しかも一体この六十三条を新しく作つて、次長は庁務を整理するといふようなことになつたら、何が庁務かわけがわからなくなつてくると思ふのです。そこで私は気象庁の指揮命令系統というものはかえつて混乱をうけるのではないかと思ふのですが、そういうおそれはございせんか。

なおまた、一体次長を置くという場合に、これは一体どういふ人を考へておるのかといふことですね、この本省の定員というものはつきりきまつておる、そこから今度の首都圏とか何とかへ二人出すだけで、一向増減はないのですが、一体どういふものを予想してこんなものに同意されるわけですか。

○国務大臣(吉野信次君) 私が走り使いたといふ言葉が少しぞんざいでございまして、要するに今御心配になる、命令一途に出るというのを妨げるようなこととは私はないと思つて、次長はつまり行政面と申しますか、事務面です。行政のうちの事務面の方を担当して長官を助ける、こういう意味に私は了解しております。従つてこれからその次長に充てる人は、これは技術面の人でなく、事務面の人をもつて充てる、こういうつもりでございまして。

○江田三郎君 そうすると現在気象台に籍を置いておる人の中からお選びになる、こういうことですか。

○国務大臣(吉野信次君) これはまたその法律が通つておりませんから、今これを公けに私がどういふ人をどうやるといふことを申し上げる段階に至つておりませんけれども、大体気象台の中における事務の人のうちから選びたい、こう思つております。

○江田三郎君 それなら何も次長を置かなくても、そういう人が総務部長になれば事が済むわけじゃないですか。何かこういふようなこと、近ごろ次長とか何か次官をふやすとかといふようなことが盛んに出て、トップ・マネージメントだとか何とか勝手な理屈をつけておりますけれども、私はやはりこういうことは指揮命令系統が混乱して、かえつて禍根を残すのじゃないかといふことを考へるわけですね。たつた一人の問題ですけれども、やはり組織といふものはつきりしておらぬといふかぬといふふうな気がするのですが、それはお考えになりませんか。

○国務大臣(吉野信次君) 先ほど申し上げました通り、そういう心配のないように運用をいたしまして、私は制度としまして、次長というものが長官を助けるというところは差しつかえがない、こう考へておるわけでありまして。

○江田三郎君 この際ちよつとも一つついでに聞いておきますが、潮海流の問題ですね、これは一体今ある潮海流の図面というもので正しいのかどうかといふことについてどうお考えになつておりますか、というのは、去年もことしも、東京湾の中の千葉で、油のためにノリが非常に被害を受けたことがある、そこでこの海岸へ油が流れ込んでくるのは、一体どこから油が出

たのだらうかといふことをやつてみて、なかなかどうもわからない、海上保安庁の方の人に聞いてみても、その他いろいろ調べても意見が違つて、さっぱりわからないのですが、こういうものは現在あるところの図面で正しいのでございませんか。その点はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(和達清夫君) 潮流、海流につきましても、気象台も海上保安庁水路部もそれぞれに観測をし、その材料を整備しております。しかし何分この広い海で、しかも季節的、時間的にも複雑でまだ十分わからない点もあるかと思ひます。

○江田三郎君 そこで広い海のことといふけれども、台長よく聞いて下さいます。この東京湾ですよ、日本の首都のある東京湾ですよ。この東京湾の潮の流れ、水の流れさえはつきりしないので、こんなことでは私どもはその他の所ではどういふことになつてゐるのか、非常に不安を持たなきゃならぬので、そういうこと一つとつてみても、ただ天気予報や吉野さんがおっしゃる雨量の観測だけでなしに、全面的に大へんな立ちおくれをしてゐるというこ

とによつて、憲法調査会以上の熱意を持つてすみやかにこの長期計画を立てる。そこで原則はさきにおつしやいました人件費と事業費との割合といふものを、これだけは妥協なしに厳として突張らぬと、今のような現状の予算をどこを何%ふやすといふようなことで、私はなかなかいふまでたつてもできやしないと思つておるのです。しかもこ

から、よほど強力にぶつかつていかぬといふと、ただ妙な補修をやつてゐるだけで、ただ雨漏りをするのにコイル・タールを塗つてゐるようなことでは仕方がないので、一つこれは抜本的に考へ方を新たに、この機構整備に、経理に當つていただきたいといふことを注文しておきます。

○島村軍次君 吉野大臣は気象台に対して非常に御熱意があるよりでありまして、実際に現在の気象台は、就任日なお浅いにしても、ごらんになりましたか。

○国務大臣(吉野信次君) いまだ見ておりません。

○島村軍次君 ただいま承りますと、老朽施設に対する設備の取りかえといひますか、それから新時代に設備すべき新しい機械設備をしなればならぬ、こういう問題についてお話がありました。その前にわれわれ気象台を拝見いたしました、元の厚生省のおつた古い、もはや廊下が穴があくような建物におつて、建物の古いのはこらえるにしても、あの設備は戦災のままだです。戦災を受けたそのままだです。つぎはぎしてやつてゐるのです。

一体、防衛庁は立派なものが建ちました、気象台のような重要な所が建物について全く、いやしくも日本の海流から広範にわたつた気象全体を担当する気象台としてはまことにわれわれは遺憾を感じるような気がいたします。そこで一体この件についてどのくらいに経費を要するのかわ、またそのお考えを一つ大臣から承りたい。

○国務大臣(吉野信次君) 具体的金額の数字は政府委員から申し上げますが、実は私も、中央気象台もさること

でございますが、仙台の——故郷なもので、仙台の昔の測候所ですか、今何と言いますか、あれを見ましても、非常にお話の通り古いのでして、それで実は建物というものの予算がどうなっておるかということに私も気がつきまして、いろいろ聞いてみようと、私もあまり詳しいことは存じませんけれども、建設の方の建物の予算はああいう防衛庁とか何とかいう大きい建物ですと、別ワクでもって予算とりますけれども、大体ああいうような程度のもので建設省でまゝとしまして、一つのワクがございまして、それで全部まかなうという全体の仕組みなものですから、こちらの方にも陽のめぐりが悪いというような話でございまして、それじゃ困るので、実はその点につきまして今大蔵省といういろいろ折衝しておりまして、まだ、これは三十二年度の話でございまして、ここでもうこう申し上げる段階に行き当りませんけれども、その方面につきましても前途明るい実は見通しになっておるといふことだけは申し上げてよろしいと思います。今の気象台の方をやるののどのくらい金がかかるかというお話については、政府委員の方から……。

○島村軍次君 合せて設備の方、予定されている……。

○政府委員(和達清夫君) 建物の方であります。お話のように全国にわたっていろいろ修理だとか改築しなければならぬ部分もたくさんあります。ただいま具体的にお示し下さいました中央気象台の庁舎でございまして、この点に關しては来年度の予算でございまして、ここまではつきり申し上げることはできませんのでござい

すけれども、建設省におかれてもまあお話し合いをして下すつて、近き将来に新築できるのではないかと、いふよう明るいような気分はあるのでござい

それから施設でございまして、それ

も、施設の方では先ほど申し上げました気象通信に關するもの、あるいは水害対策に關するもの、先ほどの計算器、電子計算器その他海上観測船とかいうようなものにつきましても、来年度以降におきましてはできるだけ

の努力を払いまして近代的气象台にふさわしい施設を持ちたいと考えま

す。

○島村軍次君 先ほど承りますと、台長非常に御遠慮になっておられるようですが、予算要求は最小限度に見積もって現在の予算よりは三倍程度のものを要求した。そのうちにはおそろく設備のないあるいは老朽した戦災そのまの何と言いますか、古い施設についての問題も含んでおるのであります。そこで大臣に、まだごらんになっておらんようですから、至急に一つゆつくり時間をかけて、お忙しいでしょうが、御視察になる一つの要求をいたします。同時に現在気象台の業務は官房のどこでお扱いになっておるので

か。

○政府委員(朝田静夫君) ただいまは中央気象台は付属機関でございまして、官房が文書課でその窓口事務を取り扱っております。

○島村軍次君 こまかいようですが、そすると予算要求や何かは文書課長が気象台の意を受けて折衝される、こういう段階ですか。

○政府委員(朝田静夫君) 予算につきましては中央気象台が直接大蔵省と、内部部局の各局と同様に直接大蔵省と折衝をいたします。

○島村軍次君 私は今回の改正の気象台を外局として気象庁とするという案が提案になっておりますが、気象台という名称は、これは長い間の国民感情としてまことにふさわしいものだと思つて、行政組織法の上でくくられて特に気象庁に變更されぬでも、気象台という名称をそのまま存置されておた方が、しかも内部の機構をうんと拡充して国民の期待に沿うような方法を考えるべきじゃないかというふうにも思われますが、その点に關して大臣の御所見を一つ承わつておきたい。

○國務大臣(吉野信次君) 私ども格別の意見というほどのこともございませぬ。ただ新しく外局として出発するもの、独立の庁であるということを示した方がよからうというぐうらいな意味で気象庁という名を採用したわけですが、

○島村軍次君 この提案理由は、先ほど松浦さんのお話になったように、なかなかつばなものを掲げてありますが、一体気象台を気象庁にして、名前を台を庁に變更するというだけの意味しかないようにも考えられるのですが、

ね。そうは思いませんか。

○國務大臣(吉野信次君) その点のお話しなければ、まあその通りと申し上げるほかないのです。それですから、これでだから十分ではない。これを足がかりとして、これから一つ努力を払って内容の充実をはかりたいと、こう思

うのでござい

○島村軍次君 名称の問題はそのくらいにしておきますが、どうも大臣の御所見だけではこの気象台を気象庁にするという意味は非常に薄弱なような気がいたします。私はむしろ先ほどお話しになったように、将来の長期計画を立て、各設備も完成し、なお、内容の充実をはかつて内部機構もがっちりしたものにする。予算は現在のままで、定員もこのままで、先ほど江田さんのお話になったように二人の者をわざわざ減じて首都整備委員会に持つていくというふうな貧弱なことでは、これは一体気象庁の整備拡充というこ

とは、これはまことに百年河清と言え

ばちよつとなんです、今までの説明によりますというところ、まことにこれは遠いような感じがするのです。そこで私もこの気象台の問題に關してはさらに将来大きな熱意を持って進めんことを要望したいと思つて進めん

ことに気象台の通報の事務は、これはむしろ気象台という名前をお残しになるというところが私はいいのじゃないか。そういう方法はとり得るのかどうか、これは台長でもけっこうですが、

○政府委員(和達清夫君) いろいろな気象台が発表していたものをどういう名前でも今後発表するかどうかという問題につきましては、もう少し私も勉強したいと思つております。中央気象台という名称は、一つのまあ現業機関というふうなものが、その名称にふさわしいのが気象庁の中にできますれば、また中央気象台というものを併用わけ

でございますが、それまでにつきましてはもう少し勉強してから答弁したいと思つております。

○島村軍次君 先ほど災害に關してお話がありましたが、私は二十八年の災害の当時九州の災害を視察に行きました。その時分に長崎の大学の先生から、特に海洋気象の不十分なることを実に実例を示してわれわれに説明をされた。たとえば東シナ海の海洋気象がもつと正確なものがあつた。先ほど中共の話がありましたが、むしろ日本の領土に属する海洋の気象だけについてはまだ不十分である。しかもなおかつ東シナ海の海洋というものがもつと詳細に手にとるようになれば、ああいう災害を起さずに済んだということをつくづくとお話になったことを承わつて

おります。そこで将来の定點観測というふうなものは、これは南方と北方でやつておられる、これについては先ほどお話があつたから略するといつたしまして、海洋の気象については、この今回の機構改正に名称の変更はあります。が、名称の変更だけでなくして、これは拡充すべきものだと思つて、拡充計画について、これは海洋についてだけでも一つ簡単に概要をお持ちになつたら一つお示しを願いたい。

○政府委員(和達清夫君) 仰せの通り、海洋の気象業務につきましては、なお、整備強化すべきものがたくさんございまして、まず海上船舶に対する気象実況や、警報の伝達の方法、つまり迅速的確な気象報道、気象警報をする問題、それから先ほどお話がありましたように、海上の船舶から気象観測値を収集する問題その他海上における災害の防止軽減に対する基礎的調査、あるいは特別の観測というふうなものがございます。これらは来

度以降の予算にも十分繰り込みまして改善を期したいと思っております。

○島村軍次君 一昨日ですか昨日ですか、アメリカの水素爆弾ですか、水爆の実験があったようであります。それに対して新聞で拝見いたしましたところによりますと、気象台は、何と申しますか、水爆による結果、わが国に及ぼす影響等についてある種の警告を發せられたり、あるいはまた注意をされたというのを新聞で拝見いたしました。その問題に關してはどういうふうなことをお考えになっておるか。それからまたちょっと話は先のようにあるかもしれませんが、一体原子力というものと気象というものの間の關係、これはどういふ關係にあるのですか。該博なる台長の御所見を伺いたい。

それからなお、平和利用というふうな問題に關連をして、農業の立場からいいますと、これは農業だけではなしに、広く人命からいっても、台風に対して平和利用、原子力の平和利用が有効に適切に、ある程度まで台風の被害を防ぎ得る方法が考へ得るかどうか、架空のような議論であります。これは夢でもないように思うのですが、そういう問題に対して一つ御所見を承わりたいと思ひます。

○江田三郎君 ちよつと今の島村氏の質問に追加をして、その答ををいたしたときに、一体水素爆のあつた実験といふことは、ただ単に大気汚染といふことだけが問題になるのか、それとももつと根本的に、気象台そのものがあれによつてうんと變つてくるのかどうか、まあ昨年ですか、荒川さんあたりはいろいろの説を出しておられましたが、そういうことについても、今のお答に加えて答えていただきたい。

○政府委員(和達清夫君) 最近のビキニにおきまして、米國が原爆の実験を行ひまして、それに対して中央氣象台は空氣運動が伝はつてきたことに對する観測結果を發表いたしました。なお、そのときに原爆による灰が空氣中にまき散らされますので、まあそれが上層の風に乗つてわが國の方にくるとすれば、まあいつごろくるというふうなことが新聞に出ております。必ずしもその警告とか強い意味でもございせんし、またその灰の量、あるいはその灰が空氣中を落下するとか、あるいは雨の水にまぎつて落ちるかというふうなことに對して、その程度と、灰の中にある放射能物質の性質といふことは、十分わかりませんので、どうして警告といふようなものにはならないのであります。多少新聞におきまして、何か強く印象づけられたことにつきましては、今後氣象台としてましても、發表の形式といふようなものもはるう少し適切にいたしたいと存じております。

それから原子力と氣象との關係であります。現在におきましてこの原爆の実験の際に生ずる放射能物質の大氣中の飛散、あるいは海洋中に落ちて、それが流れるといふような問題において、氣象と關係してある部分がほとんど全部でございまして、しかし將來におきまして、原子力の平和利用におきまして、どうしても放射能物質といふものが、大氣あるいは海水あるいは河川あるいは地下水とかいふものを汚染することも考へられますので、そういうことが最も少くなるように、またそういうものが害が出ないように、氣象といふものが応用される面がたくさん出てくるだらうと思ひます。

なお、それだけの大きな原子爆弾のようなエネルギーで、何か人工的に氣象を變え、氣象の災害を防ぎ得るかという問題は、將來の問題と申し上げるほかないと思ひます。現在こういう方面にも研究をいたしておる方もございまして、研究も、實際的に用いるにはまだ先のことであらうかと思ひます。

○島村軍次君 台風の進路は變えられませんか。

○政府委員(和達清夫君) 台風の進路もどの程度變りますか、また強さが強まるとか弱まるとか、どういふふうにお答えいたしますか、簡単な問題でございせんので、ただいまちよつとお答えいたしかねる次第であります。それからまああつたふうな原子爆弾の実験をいたしますと、氣候に變化を來すのじゃないかといふ問題であります。これは火山の爆發が過去において行われまして、しばしば氣候の變化を起したことがございまして、要するに火山の爆發の経験がございまして、あの火山の爆發から生じた灰の量があるいは灰の分布した高さというふうなもの、原水爆の実験から生じたものとの比較といふことにおいて、見当はつけられるわけでありまして、まあ現在のところ、今まではそれほどの氣候の變化を起してないのじゃないかと、さういふ學者の方が多いように、私は見えております。もしあつたふうな原爆が起せば、さういふ行われる場合に、おいては、それは問題は別であります。

○島村軍次君 先ほどの島村委員の質問に對する運輸大臣の答弁は、今度の機構改革は外局になつただけだ、これだけでは十分じゃないといふことを言

わたれたのですが、私は今度の機構改革で、實質的に氣象業務の將來發展に對して、非常に大きなエポックを作るような感じがしております。と申しましたのは、たとえば先ほど話が出ておりました、電子計算器、あるいは文明の利器を現在氣象台に使わないで、手で計算なさる。しかも計算をなさるのに、相當の知識があらう方でないといふ僕は計算できんと思ひます。それをあつた電子計算器でやれば、非常に手助けになりまして、その力がほかの方に向けられる。ところが今のうちに外局になつていないと、その要求を大蔵省にすると、運輸省の會計課長に折衝して、それから會計課長が大蔵省に要求するといふ段取りじゃないかと思ひます。ところが運輸省の會計課長は、おそらく、ここにあらうかどうかしらんけれども、電子計算器がどうちに向いていくかわからぬと思ひます。それを口説き落すには相當時間がかかると。さうしてその実体のわからぬ人が、大蔵省に交渉なさるのに、またおそらくは手間がとれるといふことがあるのじゃないか。今度の機構改革で、それが直接交渉できたりするといふことは、一つの例であります。非常に一つの進歩になつて、國民經濟に寄与するところが大きいと思ひます。その点については、一体どうなんですか。いやそれは一つの例で、さういふ点についてはどうでございませう。

○國務大臣(吉野信次君) それはお話の通りであらうと思ひます。それからまた別途、この委員会にはかりませんけれども、この運輸大臣の持つてゐる権限を、今度新たにできます氣象庁

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、今、木島君の質問された要點に對して、大臣はその通りだと言われた。木島君の質問は、今度氣象台が氣象庁になる、さうすれば今度運輸省の内務部局、機關として氣象台關係の予算をどうこうするといふときには、どうしても運輸省の會計課長あたりの手を通らなければならぬだらう、その折衝のために一応その勢力を費やさな

○國務大臣(吉野信次君) これもまだ通らないですけれども……

○千葉信君 通つたらばです。

○國務大臣(吉野信次君) 通つた場合には、もちろんここににおいでになる方を……(笑聲)これは余人をもつてからべからざる貴重な経験者でございまして、私はさうしたいと考へております。

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、今、木島君の質問された要點に對して、大臣はその通りだと言われた。木島君の質問は、今度氣象台が氣象庁になる、さうすれば今度運輸省の内務部局、機關として氣象台關係の予算をどうこうするといふときには、どうしても運輸省の會計課長あたりの手を通らなければならぬだらう、その折衝のために一応その勢力を費やさな

ればならぬ、なかなか話のつかぬ場合もある、今度はそれが切り離されて外局になるのだから、その気象庁の直接の折衝ということになる。今までよりは予算の關係なんかについてもなんぼか有利になるだろうという、そういうお尋ねだったわけですね。それに対して、大臣は全くその通りだと言われた。いいですか、その通りだということになると、今まで中央気象台を所管し、付属機関として、そして元締めは運輸大臣である、運輸省の所管だった、そのために予算の獲得なんかが非常に不利になっていたというところになって、これは運輸大臣が無責任だということになる。運輸大臣の手から離れた気象庁の長官が今度やることになれば有利になるということに対して、あなたはその通りでございまして自分で答えているが、そうなんですか、どうなんですか、その点は。

○國務大臣(吉野信次君) 別に私はその深い意味で申し上げたのではないので、私が申し上げたのは、とにかく気象庁という外局ができるのですから、それだから従来の何よりは一段と世間に独立した官庁であるということが明らかになるのですから、その意味において、いろいろ折衝上便宜もあるだろうという木島さんのお話ですから、私はそれは否定しないので、それはそれでよろしい、こういうことを申し上げたのです。

○木島虎藏君 ちよつと趣旨を説明を……。

○委員長(青木一男君) きよりは討論ではないからその程度でいいでしょう。

○千葉信君 そりすると、あなたがさっき木島君に対してされた答弁は、深い配慮もなく、世間体からいって、今までは運輸省の内部機関であつたけれども、今度は一本立ちになったのだからという、世間体があるから、その世間体があるから予算を獲得する場合に有利になるだろうという、こういう軽い意味であなたはその通りだという格好で肯定されたわけですね。

○國務大臣(吉野信次君) これは受ける方の側にもあるだろうと思うのです……。

○千葉信君 受ける方の側などということじゃない。

○國務大臣(吉野信次君) 私だけはそのつもりであつても、これは気象台の方がいいではないかという御意見も出ているわけですが、ただ外局としてこれは今度新しく設けるのですから、それだけは従来よりは面目は一新しているだろう、こう思ふのです。

○千葉信君 その面目が……、これから入っていきますが、面目が……と一新されていきません。ただ名前だけの話です。それはこれから入っていきます。そこで、その次にお尋ねしたいことは、先刻吉野さんは、今度は気象庁になる、そして次々とこれから長期計画を立て、設備の整備を拡充、もしくは庁舎の改善ということも出てくるでしょう、これからそういう計画をされる。しかし今度の法律の提案に際しては、びた一文もこれは予算を伴っていない。全くその通り、むしろ削られていく。一体こういう法律案が成立したとして、あなたがさっき言われたように、成立したとして、今度中央気象台が気象庁になるんだが、気象庁

になった場合とならない場合とでは、一体あなたの言う長期計画なるものが違ふのかどうか、気象台時代のままではそのような長期計画は立てないし、やらぬというのか、おそろくそんなことはなないと思う。当然気象業務の重要性から考えると、国民の要望としても、そういう長期計画は今日ほんとうはできていなければならぬ、しかしまだできていない。これから作る。これから作るという場合に、気象庁になった場合と中央気象台のまんま置かれた場合は違ふのかどうか。それからもう一つは、今の予算折衝の關係です。予算折衝の關係、あなたの言われたような格好では、私はどうも釈然としません。中央気象台よりは気象庁になった方が有利だろうというところは、これは、一応漫談めいた答弁としてはわかる。しかし、なるほどこれは気象庁になった方が予算の獲得等においても有利になるだろうという私どもの見解はあなたの答弁からは出てこない。つまり私の結論から言えば、予算の獲得の問題にしても、従つて人員の獲得の問題にしても、内容の整備拡充という問題等にしても、何も変らぬじやないか、同じことじやないか。もし予算を計上して、設備の改善をはかりとすれば、気象台だつてできる。人員をふやさなければならぬとすれば、何も気象庁にならなくたって人員はふやせるんです。しかも、今回の法律案が庁にするという、一つのエポックでしょう。形の上だけならば一応跳躍台という格好でしょう。一時期を画するという格好でしょう。そういう時期にさえても、予算も全然今のまま、定員もそのま

ま、こんな事実からしても、私どもど

うも庁になったから有利になるということとは、そう簡単にはいそりですかと肯定できない。どうでしょうね、これ。

○國務大臣(吉野信次君) まあ理論的に言へばです。理論的に言へば、名前にかかわらずことはお話の通り、中央気象台であつても気象庁であつても、やらなければならぬことはやらなければならぬですから。ただその場合に、外局として運輸大臣の今まで持つておる権限というものを今度の新しい気象庁の長官に委任して、そして、衣を新しくしたということは、私はそれだけでそれは意味があると、こう考へております。

○千葉信君 それがあなたの言うように新しくなつていない。全く名前が変つただけだ。いいですか。今度の改正でどういふ点が一体変つたんです。現在の中央気象台の内部部局である定観測部の名前を本法律案には海洋気象部と改めた、これが一つ。それから現在中央気象台の付属機関である気象測器工場の名称を気象測器製作所と改めた。それから今回の改正に當つて、気象庁の付属機関として気象審議會を新設した。そのほか衆議院の次長一人置くといふことの修正の結果だけでしょう。あと何があるのです。

○國務大臣(吉野信次君) まあそりおっしゃればそれらしいことにもなるでしょう。ただ私はそれは考へないで、この気象庁は、気象業務を行うことを主たる任務として、それを気象庁長官が行うのだというところに私は意味があると思ふのです。そこで先ほど別途申し上げましたように、別途気象業務法という法律を出して、今まで

運輸大臣の権限であつたものを今度の新しい長官に委任して、そして面目を一新してこれからスタートするのだと、こういうことを申し上げた。それはその内容がそれに伴わないから意味をなさないのでというなら、それも一つの御意見でしょうが、私はそれは考へない。

○千葉信君 おれの意見の方が正しいですよ。なるほど外局にするのですから、運輸大臣の権限が気象庁の長官に委任されることは、これは当然のことです。そして、しかも内部部局の分担の業務にしても全く今まで同じです。今申し上げたように二カ所の名前が変つただけだ。人は二人とられて、次長が一人ふえただけだ。気象審議會ができた。ただこれだけなんです。そしてあなた方はこれによつて将来予算の獲得の見通しも、こういう条件になるから出てくるという。設備の改善もできると言ひ。可能になると言ひ。まあ、しかし、それはあなたはやっぱり最後までそれは見解の相違だと言われるでしょうから、私これ以上やります。

その次に聞きますが、今までの中央気象台というのは、国家行政組織法上の第八條の試験研究機関だ、これは提案理由の説明にも出ております。ところが、実際は内容も何も変らず、ちよつぱり気象台の中における運輸大臣の監督の権限等が気象庁長官に譲渡されたという事実はありますが、それ以外何もなし。それ以外何もなしの組織法第八條に基く「試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。」といふこの条文に

運輸大臣の権限であつたものを今度の新しい長官に委任して、そして面目を一新してこれからスタートするのだと、こういうことを申し上げた。それはその内容がそれに伴わないから意味をなさないのでというなら、それも一つの御意見でしょうが、私はそれは考へない。

○千葉信君 おれの意見の方が正しいですよ。なるほど外局にするのですから、運輸大臣の権限が気象庁の長官に委任されることは、これは当然のことです。そして、しかも内部部局の分担の業務にしても全く今まで同じです。今申し上げたように二カ所の名前が変つただけだ。人は二人とられて、次長が一人ふえただけだ。気象審議會ができた。ただこれだけなんです。そしてあなた方はこれによつて将来予算の獲得の見通しも、こういう条件になるから出てくるという。設備の改善もできると言ひ。可能になると言ひ。まあ、しかし、それはあなたはやっぱり最後までそれは見解の相違だと言われるでしょうから、私これ以上やります。

その次に聞きますが、今までの中央気象台というのは、国家行政組織法上の第八條の試験研究機関だ、これは提案理由の説明にも出ております。ところが、実際は内容も何も変らず、ちよつぱり気象台の中における運輸大臣の監督の権限等が気象庁長官に譲渡されたという事実はありますが、それ以外何もなし。それ以外何もなしの組織法第八條に基く「試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。」といふこの条文に

運輸大臣の権限であつたものを今度の新しい長官に委任して、そして面目を一新してこれからスタートするのだと、こういうことを申し上げた。それはその内容がそれに伴わないから意味をなさないのでというなら、それも一つの御意見でしょうが、私はそれは考へない。

よって設けられている中央気象台が、今度はいきなり第三条に基づく国の行政機関の組織の中に入ると、今までは試験研究機関だった。中身は何も変わらないのに今度は行政機関だというのは、これは一体どういうことですか。国家行政組織法の建前を今までないがしろにしている、これはどういうことですか。そんな簡単なことで、行政組織の体系をきめている根本法ですよ、簡単に考えて、今までの試験研究機関そのものが全くそのままの格好で今度は行政機関だ、第三条に言う行政機関だと、こんな解釈がありますか、どうなんでしょうか、これは。

○千葉信君 何が……。○國務大臣(吉野信次君) この改正が、つまり運輸大臣の持つておいた権限をこの気象庁長官というものと与えるという事は、これは相当な改正なんでしょう。これは従来の試験研究機関じゃないのです。それですから、私は今度は行政組織法の機関とすることの方が、むしろ私は適當だろうと思えます。それをほんのちよっぴりと言った、つまりぬめものだと私は考えています。

○千葉信君 これは国家行政組織法を調べてもらなさい。試験研究機関の場合には、どれかの府省庁に所属する。これが今度は同じ運輸省内部であるけれども、その運輸省内部の外部になる場合、組織法上当然権限を移譲しなければならぬ、それは結果です。逆に、あなたの答弁は、どこにそういう外

局に運輸大臣の権限が存在するという規定がありますか、逆でしょう、答弁が。

○國務大臣(吉野信次君) 今申し上げた通りですが、逆だとおっしゃいます。これはどういう……。私の申し上げましたのは、それですから今試験研究機関を行政機関にしたのですから、それは当然におっしゃる通り権限は移るわけです。だから、それは私の申し上げたのは、それがちよっぴりした改正ではないということだけ申し上げたんです。

○千葉信君 大臣、行政組織法からいって、外局にする場合には、当然その今まで監督権を持っていた所管大臣なら所管大臣の権限が外局の長官に移譲されるという事は、この法律で明らかなんです。そして、その外局にしたという実体が、先刻来申し上げておる通りに、何ら実体の伴わないやり方だ。そのまんま、名前を二カ所変えただけ、こういう格好で外局にしたと、その外局になったのは何かという試験研究、それを外局にするということにして、当然その国家行政組織法上外局の長官に対しては、今までの監督者であるところの大臣の権限は移譲されなければならぬ。当然の結論として、そういうふうな権限の移譲が行われただけで、それが大きな改正だなどというものは、その結果をとらえただけで大きな改正だなどと言うのは、これだけ実体は伴わないじゃないかと、こういうことを言っておるのです、私は。

○國務大臣(吉野信次君) 私はその原因、結果のことを申し上げるつもりはないのです。つまり結果はおっしゃる通りの結果でしょう。結果でしようが、とにかく運輸大臣の権限を外局にやっただけから、それはちよっぴりしたことじゃないということだけ申し上げたんです。そして、なお、そこまで申し上げていいかどうか存じませんけれども、お話が出ましたから、従来のこの試験研究機関といふものの観念で、それと現在の中央気象台が行なっておる業務というもののについて、これは私が申し上げるまでもないでしょう。果して的確に今の中央気象台がやっておることが、いわゆるお示しになりました試験研究機関の仕事であるかどうかということも実は問題なんです。従来といえども、従来どおらかといえども、むしろ、試験研究機関でない方の仕事というものを中央気象台はやってるのですから、それがいけないうと論ぜられるならば、それは一つの御議論です。けれども、これは実際問題としてそうなるおる事実というものを、やはり名実ともに即するようにするということも、私はやはり一つの理由になると、こう考えております。しかし、いずれにしてもこれは御批判がありましよう。それがいけないのだと、今までのやり方がいけないのだという御批判がありましようけれども、これも作る時にはそういうつもりでなかったんでしよけれども、長年の間、中央気象台の業務をやっているうちに、だんだんだんだん時代の必要といふか、時代に即応してそういうふうな今日までやってきていることは、これは千葉さんにも一つ御了解を願いたいと思う。(島村軍次君「それじゃ内部機構を変えなければいかぬ」と述べ)

○千葉信君 今、吉野さんの答弁、島村さんからヤジで言われておるように、内部機構に対して全然考慮を加えないで、実体の伴わないような格好で、この場合やはり機構改革の一つですから、機構改革が行われている。そしてあなたは大い大きい一生懸命、何か権限を譲ったことをこの法律の重大なポイントであるかのような答弁をされるけれども、それは重要なポイントでも何でもありません。付則で一体処理してかまわないことですか、この法律案の付則で。当然なことなんですから、そんなことをあなた大い大いと言ったって、ちよっぴり大い大い受け取れないのです。そんな答弁を大臣が委員会の席上でしなければならぬ吉野さんの立場は実に苦しいと思う。もうこれ以上あなたにこの問題であらうでもない、こうでもないというのはいやめまされども、そこにこの法律案はつきり申し上げると実にうかつ千万だ。この提案理由の説明に書いてあるような気象業務の重要性、国民生活と密接している、産業とも結びついている、日常交通の關係もそうだ、提案理由の説明の通りなんです。その点は重要な業務なんです。それから關係各省の行政にもそれぞれ密接な關連を持つており、それから近年ますます利用価値が高まり、利用の範圍も広範な分野にわたってきておる。全くその通りなんです。その通りだからそれにふさわしい実体を備えるような法律案を当然立法化をすることが大事なんです。そっちの方は全然触れもしない。枝葉末節だけを、名前を変えろとか、当然の結果として大臣の権限移譲と、その権限の移譲が大い大いしようといつたって、

そんなに大い大いと国民はとれますか、とれないでしよ。国の行政組織法上当然のことだ。付則で処理できる。もしかし、これ以上はあなたに問題をああでもない、こうでもないというのはいやめませんが、その次にお尋ねしたいことは、そういう格好で全くもってお話にならない法律の改正案だと思ふけれども、こちらで一つ方向を変えてお尋ねしたいことは、気象業務の運営上どういふ点が今後改善されなければならぬか。あるいは国民に対して気象災害の防止、軽減、気象通報のサービスの強化、こういう重要な点についてどういふ方向でやりなうとお考えになつておられるのか。先ほどは、将来長期計画を立てるなんということを言っておられますけれども、その長期計画を立てるに当たっては、どういふ手を打とうという考えで大臣はおられるのか。もし大臣から御答弁するよりも台長の方から答えた方がいいとあれば、それでもかまいませんが……。

○國務大臣(吉野信次君) 具体的なお話ですから、台長の方から申し上げた方がより適切だろうと思ひます。○政府委員(和達清夫君) 先ほど申し上げましたのでありますが、申し上げ方が十分でなかったのでお尋ねかと思ひます。結局一口に言ひますと、災害の防止、軽減と、そして日常の産業交通その他に気象が十分活用されるということでありまう。その方法におきましてはいろいろな角度から申し上げ方があると思ひます。私どもは一つの角度から申し上げれば施設を改善して、そして技術を向上して、よりよき気象サービスをするというような申

し上げ方もあります。また近代の機械を駆使し、機械化によってよりよきサービスをするという言い方もあります。また技術研究面から向上させて、そうしてこれを気象のサービスに十分反映させるという言い方もございす。また事務的に申し上げれば、来年度以降われわれが持つておる少くとも数年間の考えの予算というもので説明する仕方もございます。まことにこれを申し上げていいかによつてもう一べんお答え申し上げます。

○千葉信君 必ずしも満足な御答弁じゃありませんけれども、次に移ります。

今後の対策といふは、施設の拡充、整備という問題、それから所要人員の確保の問題、その根本になるのは予算の獲得ということになるかと思ひますが、それからもちろん計画の達成ということもあるでしょうが、次に私が進んでお尋ねしたいことは、何か今までの……和達さんが今度の法律案が通れば気象庁の長官になれるという見通しははっきりしましたので、特にあなたにお尋ねしたいのですが、今までの気象台の内部における気象業務の運営あるいはサービス、そういう点に、施設の問題は別として、何か改善をぜひやらねばならぬとお考えになつてゐる点があるのか。あるとすればどういふ点があるのか。たとえば次長制がしられ、今までいろいろ台長が苦勞されてお感じになつておられる。次長がいればこういう仕事もやつてもらえとか、こういうことも処理しなればならぬというような、そういう点について何かの所感はやはり台長と

して持つてゐるはずで、今までの中央気象台内における業務の運営が万全なものであつたとは私はお考えになつておらんとする。一体どこにそういう点があるのか、その点を一つ……

○政府委員(和達清夫君) 私の目ごろ考へておるところを申し上げます。中央気象台はもと試験研究機関のものをから発足して、今日の非常に行政機関の色彩のものに順次世間の要望に付れて変つてきたものであります。常に世間の要望が先んじ、機構、設備その他がそれに追従して参つたやうであります。今日外局にしたいだく問題に對しては、先ほどのからのお話がありましたが、先ほどの試験研究機関のものをからいつの間にか脱却して、このやつてゐる仕事は、多分にわが国の気象業務、気象行政というものの責任機関になつておるのであります。それで今回気象庁になりましたらば、そのわが国の気象業務の責任機関であるということとを完全遂行するように私は持つていきたい。もう少しわかりやすくいいますか、平たくと言ひますか、気象サービスというものに徹底したいと思ひます。それでその気象庁といふものが中央気象台とか海洋気象台、そういう観測を主体にした現業機関も持ちましようし、研究所を中心とした研究機関も持ちましよう。場合によつては測器工場というやうなものを持ち、また研修所というものを持ち、一つの気象サービスの完備したところの役所というものを確立して、そうしてこの業務がわが国のいろいろな方面に完全に活用されるということを私は望んでおります。

○千葉信君 そこでね、今までの中央気象台の中に、まあわかりやすく言へばわだかまつていたというか、中央気象台の内部の諸君の考へてゐること、それから希望してゐること、これ台長を前においてあまりはつきり言うことはどうかと思はれるけれども、やはり今後の気象庁の運営のために、私はやはりこの際苦言を呈するといふか、善意の注意といふか、私はむしろこの際空からさきに私の察知してゐる内部の空気が悪いのは意向あるいは希望、そういうものをこの際さつぱらんに申し上げて、あなたのこれに對する考へを聞いておきたいと思ひます。

気象台のように五千人をこえるような職員を持つてゐる。しかも全国に百五十以上の地方機関に分散してゐるところです。中央気象台長が台内において権限を一手に握つてゐるという印象、各幹部がほとんどその権限を持つてゐない。まあ持つてゐるにしても、業務の監督程度のもので、そういう業務の運営とかそれから予算などの関係については、気象台における幹部諸君もまあつんばさじきという格好で運営されてゐるきらいが多い。そこへもつてきて台長自身は、學術関係とかあるいは國際関係とか、部外の會議とか、そういう所用がずいぶん多いといふことのために、気象台の業務の運営について専念できない要素がかなりあると思ひます。その結果當然の結論として、内部では責任ある業務運営が行われないという傾向、それから無制制に流れてゐるという傾向、そういう状態があるために、結果的には気象台の内部施設の整備にしてもどうしても立ちおくれしておる格好が免れないという現

象が出てきてゐるのじゃないか。これは事直な気象台内における諸君の見解です。ですからもしそういうことがあれば、こういう点は十分考へて今後の運営に當つてもらわないと、せつかく外局になり、大臣の権限が大幅に気象業務に關する限りは移譲されたといつても、私は所期の成果は期待できないのじゃないか。私は決して和達台長がその任にあらずなどとは考へておりません。むしろ有能な適材であるといふことは私は確信してあります。しかし幾ら有能であつても、今申し上げたやうな条件下にあつて、なかなかその仕事に専念できないという状態が続いては、せつかくの有能な才幹を生かし切ることができないのじゃないか。私はこゝういふ気象台内における空気というものが杞憂に終ることであればそれでよろしい。そうじゃなくて、こゝういふ点についても台長が思い當る節があり、今後の運営について何かはつきりした、御反省とは申しませんが、それと、今後の仕事の運営について踏み切つた新たな考へといふものが私はあるとすれば、この重要な業務のために非常に仕合せだと思ひます。その点いかがです。

○政府委員(和達清夫君) 御親切なる御忠言をありがたくお礼申し上げます。十分反省いたしましたして、気象業務にますます専念していきたいと思ひます。

○千葉信君 それからこれは少しこまかい問題ですが、どうも気象台の職員の場合には他の官庁と比べてかなり不遇な点が目立つのです。人員の獲得しかり、つまり定員化の問題、昇給昇格の問題しかり、ワケ外者がうんととい

る。それから前に解決しました特殊有技者に対する所遇の問題についても、私は他の官庁に比べてみると立ちおくれしてゐると思ひます。こゝういふ点は外局になることによつて少くとも他の官庁並みに是正されなければならぬし、そういうやうな条件は払拭されなければならぬと思ひます。台長、これに對してどうお考へですか。

○政府委員(和達清夫君) 外局になりますれば、人事におきましても権限を移譲されるわけでございます。もし私が次の気象庁の責任者でありますれば、最善の努力をいたします。

○吉田法晴君 先ほど来、従来の試験研究機関から独立の、外局ではあります。が、独立の責任ある行政機関となるというお話でございましたが、提案理由の説明その他にも、關係各省の行政部とそれぞれ密接な關係を持つておる。それから審議会のメンバーとして考へられてゐる点から言つても、各省にもありますが、國民の各界に關係があるといふことがまあ裏づけられてゐるわけでありす。一応運輸省の外局にございましてから、運輸省の外局になつたといふ点は了解いたしますが、運輸省の外局でよいのか、あるいはもと別な總理府の外局にした方がよいのか、こゝういふ議論もなされたように承知いたしましたしておりますが、運輸大臣の所見をもう一度あらためて伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉野信次君) お話の点は衆議院においても御質問がございしました。私もこの運輸省の行政を担当しておるから申すわけでございますが、航空、それから汽船の航行というもの

に一番密接な関係を持つのでございまして、ほかの農業気象についても関係の深さは同然です。どちらでも甲乙はないのですけれども、ただ運輸省の方から申しますと、そういう面になるべく一番早く知らなければならぬというより関係もございしますので、従来、お話の通り運輸省にあったというところも一つの理由でございまして、またこれは外国の例といたしても、例になるか、ならぬか知りませんが、アメリカの行政機構の改革のフーパー委員会の報告を見ても、あのフーパー委員会でも、今はこの気象庁の業務はそうなっていないのですけれども、やはりこの交通の方の部面に置いた方がよろしいというようにもございまして、

○吉田法晴君 そういたしますと、衆議院で研究をしたいとお話でしたが、さしあたり運輸大臣として、気象庁が独立の官庁として育っていく、それから従来持っておりました弱さ、あるいは足りないところを補って大きく育てて参りたい、こういう御意見でしょうか、将来にわたって問題があるとおっしゃるのか、それともなくて、あくまで理論的にも運輸省の外局で育つていくように、こういう御意見なのか、衆議院の答弁、少し疑問が残るようでありますから、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(吉野信次君) これはまあ理論的にいうと、どちらでなければならぬと、白黒はつきりしておる問題でもなからうと思ひます。私はたゞ運輸省を担当する者として、そういうふうにしたという希望でございけれども、しかし、もしこれを将来運輸省の外局として育つた工合を見まして、やはりこれは各方面にわたるから、これは運輸省でない方が、気象業務というものの円滑な遂行のためよろしいという議論になれば、これはまた運輸省としても考えなければならぬと存じます。理論的には、どちらにしなければならぬという割り切った理屈は今ちよつと見出しにくいものですから……。

○吉田法晴君 先ほど来、千葉委員その他から、実際には二点を除いて変りはないじゃないかというふうな御質問、それをまあ肯定になつたわけですが、もしそうであるならば、これは大した意味はないわけですが、拝見をしますこの改正法案、それから従来は中央気象台の内部部局でありましたものを、庁の各部として整備をされたというところになりますと、現在とは、将来にわたつては、中央官庁としての気象庁も、あるいは地方の組織においても、あるいは付属機関においても、これは論理的にも整備されていなければならない、実体も整備されていく、あるいは大きくなっていく、かように理解してよろしいかどうか、お尋ねします。

○國務大臣(吉野信次君) 先ほど申しました通り、現在のところでは、これはただ庁に、外局になりましたけれども、設備その他の点においてもまだ十分でない。それからさつき千葉さんから御指摘になりました通り、内部の組織についても、また御指摘になりました通り、完全でないものがございますので、それから、ただ私の申し上げましたのは、こういうまあ看板といひますか、衣を新たに、これを一つの足場として、今申しました物的設備の構の改正の点につきましても、これから充実をして参りたい、こう考えております。

○吉田法晴君 ですから、充実改善が責任が持てるかというわけですが、この委員会でも先ほど来、施設、予算の面についても御指摘がありました。それから包括的ではありますけれども、定員その他人員の点についても指摘がございましたが、そうした従来言われておりました欠陥と申しますか、弱点と申しますか、そういうものが独立の官庁になることによつて克服できる、その点については克服していくのだ、こういう責任を大臣としてはお持ちになるか、こういうことをお尋ねしております。

○國務大臣(吉野信次君) その通りでございます。お話の通りでございます。

○吉田法晴君 そうしますと、これは前のところですが、施設、予算等については先ほど来御指摘がございましたが、前の五月、去年の五月二十日、当委員会においても指摘をせられておりますが、当時、肥沼予報部長ですか、出席せられて、人員の不足、それからこれはサービスという意味だろうと思ふのですが、やりました仕事の結果をいかにして世間にお知らせするかとい

り、そういう解説をする人間が一人も昔からいなかったというふうなことも言っておるわけでありまして。それから構成しております職員も、気象学がずいぶん進歩していないといふことから云々という点についても言っておられます。それから給与の頭打ち、あるいは特別号俸の問題について、先ほどちよつと千葉委員からも触れましたが、昨年の五月の当委員会において、これはむしろ給与問題が中心であつたかのようにあります。ともかく全員の三〇%、あるいは組合の資料によると、四五%も頭打ちがある、あるいは特別号俸の該当者が多い、こういうことが言われておるのですが、それらの点についても、これは克服をしていく、責任を持って直して参る、こういう御意見と申しますか、御質問が願えるかどうか。

○國務大臣(吉野信次君) これは今度の新長官の仕事ですから、私も監督の責任者として新長官を助けまして、今お話ししたようなことが実現するように努力をしたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 気象台は昔はたゞ予報や警報を発表しておればよろしいような時代でありましたが、だんだん時代とともに、これを周知徹底させ、必要ならにいろいろ解説を加えるというために、予報の伝達員あるいは解説員を要する時代になりました。その要員がいまだに十分でないことは、そこに申しました通りであります。その点につきましても、われわれ人員の獲得には努力しております。また頭打ちのような問題でございまして、中央気象台は確かに頭打ちになつておる人が多くて、気の毒な状態にござ

いました。機会あることに努力して参りました。四〇何%というのを二六%ぐらいにやつたいたしましたけれども、また次々と新しい頭打ちが生ずることでありまして、現在もまだ相当な人が残つておるという状態でありまして、この努力を続けたいと思つております。

○吉田法晴君 施設その他についての欠点は、先ほど来具体的に多少出ておりましたが、通信網についても、拝見をいたしますと、これは私はまあ一個所ぐらいだけでございけれども、気象台に参りまして通信設備を実際に見せても、いまいちと、これはまあ電力会社を持つておる通信施設にも劣る、正直に申しまして、まあレーダーのごときも、これは例外的にあるかのようにございけれども、これを無線通信等については、今度の改正案を見ますと、これがその中央機関を東京に設けて完備をしようという御意図であるかのごとく考えますが、それをあるいはたとえ富士山頂だとかあるいは名瀬というやうなところとの相互の関係だけなしに、全国的に通信機関を完成するには非常に大きな予算を要するだろうと思ふのであります。それらの点についても責任をもって充実して参りたい、かような御意向でございしますが、あらためて承わりたい。

○政府委員(和達清夫君) 仰せのように気象通信は気象業務が円滑にいくかどうかの非常に重要な一部分でありますので、目下その整備、強化をはかつております。御指摘のように東京を中心にした一つの気象通信網というものは、有線、無線を適当に配合いたしまして、非常時にも故障がないように、

できるだけ整備したいと存じております。

○吉田法晴君 さしあたり考えておられますのはどの程度のことであり、それからそれに要します予算はどの程度なのでしょうか。三十一年度予算について八十億ほど要求をしたけれども、二十数億ということにどまった、こういうことですが、その通信関係についてただいまの構想と、それから予算上の金額について承りたい。

○政府委員(和達清夫君) 気象通信の整備につきましては、数カ年に亘る計画をいたしております。無線電話施設の整備は、五カ年ぐらいの計画で一億九千万円ほどであります。それから気象の重要な官署と官署との間の通信を高度化するという、これも四年計画を持っておりますが、これが九千万円、それから無線模写放送、つまり天気図その他を電送するというような施設は三カ年計画で、五億余りの計画を立てております。もちろん実際に、これを実施に即した計画をもう一度やり直しまして、実際に大蔵省に差し出す予算になりますと多少の変更があるかもしれませんが。

○吉田法晴君 福岡にある、あれは山の名前をちよつと忘れましたが、背振ですか、の上にありますレーダーのあれを拝見したのでありますが、台風をとらえますのに、背振で完全であるのかどうかというのを考えます。が、レーダーについてのなお台風その他をとらえますのに、あるいはこれはしろうと考えたからわかりませんけれども、一番南の鰐島か、もつとあるいは大島か、沖縄か、知りませんけれども、南に移した方がいいのだろーと思

うのでありますが、そういうレーダーの増設の規模と計画とがございますならば承りたい。

○政府委員(和達清夫君) 気象用レーダーは、現在気象台系統の官署で三基運転いたしております。それらの、実際にこれを用いた結果、これが非常に有効であることを確認いたしました。来年度は台風のため、また水害対策のために、少くとも二、三基を予算に計上して、適当な個所に据えつけたらと思っております。もつともレーダーはなお研究の余地ある部分もあり、高度の技術をも要するものであります。またこれに要する人員もありませんので、この設置につきましては困難もあります。私たちが何としましては、その有用性を認めて、何とかしてこれが設置に努力し、さらにその後の計画をも考えて、このレーダーを用いて気象災害の防止ということに努力を尽したいと思っております。

○吉田法晴君 今、お尋ねをしました一番南がどこにあるのか知りませんが、台風が南から参りますね。それから鹿児島や宮崎等は毎年被害を受けるわけですが、あの背振のレーダーがもつと南にあつたという事は、あれを見てだれも考えるわけなんです。が、そういう点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(和達清夫君) 背振山にレーダーを設置しました第一の目的は、昭和二十八年度の大水害にかんがみまして、山地における雨量を的確につかむ。次には西の方の気象資料の十分を補い、西の方からくるところの突然の暴風雨というよりなものをつかまえるというよりな目的であり

ます。もちろん台風につきましてもその威力を発揮いたしますが、背振におきましてレーダーのつかまえる範囲は九州の南海上わずかであります。で、この次、来年度レーダーを設置するに当りましては、南方の島、もしくは鹿児島県というよりなところを第一に目標に置き、その適地を探そうと思っております。

○吉田法晴君 そうしますと、私が考えましたように、鹿児島島の一番高いところはどこかわかりませんが、霧島でありますか、あるいはもつと南の島の最高部に来年設置したい、こういうことですね。わかりました。それから定

点観測のことを先ほどもお話が出ておりました。これについても船の大きさをからいって、それから海上からい

ましても足りないのだと思うが、それは来年なら来年、南の方の、今のレーダーを含めまして、観測箇所あるいは観測船の増強、あるいは大きくする

という、何といひますか、意向、予定等があるのでしょうか、お伺いしたい。

○政府委員(和達清夫君) 海上の定

点観測は、海上の気象資料を得るについて最も重要な拠点でありますけれども、まあ先ほどからの話のように、多額の費用と、その経費も決して少なくない。まあ私どもの他の気象の仕事と比較しての話でございますけれども、定

点観測を行うことは、他の気象設備の整備といずれを先にするかという事は、よく検討して行いたいと思っております。で、海上の方の気象観測施設あるいは気象観測網につきましては、海上船舶の利用、それから先

ほどのレーダーの活用、あるいはその他にも方法がございしますが、それらを集めて、できるだけのことを行いたしたいと考えております。

○吉田法晴君 あのレーダー一つ、たとえば来年なら来年鹿児島島の上

に作るなりする、どの程度かかるでしょう。これは人件費を含んで……。

○政府委員(和達清夫君) 費用の方はレーダーの性能にもよりますけれども、三千万円あまりじゃないかと存じております。それから人の方は、これは不便な山の上へ置くとか、遠い島に置くとか、非常に差がございまして、非常に便利なところでありまして、二、三人、不便なところでありまして、その二倍もしくは三倍にもなり得るかと思ひます。

○吉田法晴君 あれだけの性能を持つておりますレーダーが二、三千万円でできる。三千万円としまして、これは実に安いものだと思うのです。台風をとにかく目にとらえるという事で、すから……。ところが人間は二、三人あるいは五、六人というお話ですが、背振山の奥にいます人間は、同じあすこに米軍のレーダーがあるのをご

ざいしますが、これは向うは小さな町をこしらえて、道を作る、町をこしらえ

るというと語弊がございますけれども、気象台の職員に比べると雲泥の差がある、正直に申して、給与の点から

いって、これは私は地域給というこ

とで陳情を受けたのですけれども、山の上の二、三人あるいは四、五人いる。これは市内にいるよりも困難な環境、さびしい、そして不自由な環境におつて、しかも市内にいる者よりも給与が悪くなる。これは燈台守について

も同じことが言えるだろうと思ひますが、これだけの重要な仕事をするし、効果があつた仕事をするのですから、先ほど頭打ちあるいは特別号俸について申し上げましたが、増設の予定があるならばなおさらのこと、その給与についても十分の一つ御配慮を願いたい。従来のような弊害がないように、これは同じ米軍のあれに比べると人間と人間でなくらいの差がござい

ます。要望をいたしておきたいと思ひます。

それからついでですが、海上の定

点観測船につきましては、従来の台風そ

の他について足りなかつた観測が補

えらるかと、御説明がいただけませんでしたが、現状と、これはレーダーの点もございしますが、観測船ですか、さしあつた程度のしたいというあれがございましてあらお示しをいたしたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 初めの背振山の職員のお話でございますが、これは気象台としての一般問題でございます。気象台のようには僻地にたくさん

の官署を持つてゐるものにとりましては、この地域給というものが非常に運営に当つてむずかしい問題をなしているの

であります。しかも一方僻地手当というものが非常にあつた現在にお

きまして、われわれといたしましては、何とかそういう問題を今後一般問題として解決していただいて、職員が喜んでさびしい場所へ行つて、身を挺して観測ができるというようにしたいものだと考えております。

それから海上の定

点の問題でありま

すが、台風を例にとりますと、台風

対しまして、今南方に一定点でもって観測をいたしております。この海上の定点の観測で一番重要な観測は高層観測であります。高層観測はそこに船を置かないとできないのであります。その高層観測、重要な高層観測は、現在一カ所からくるわけでありまして、これは欲を申せば限りはありませんが、現在の私どもの気象事業の整備状況から見ますと、これ以上台風に……お願ひするならば先にいたしたい別のものがあるようにも存じます。台風に関しては、先ほどのレーダーのお話もあり、船舶からくる気象情報のこともあります。また御承知と思いますが、米軍の飛行機からの観測資料の活用ということもございます。その他、われわれがなお研究を重ねますれば他にもとるべき手段等も多々あると思ひますが、それらは目下研究所で研究をいたしております。

○吉田法晴君 今、高層観測の話が出ましたが、法律によると、「高層気象台は、茨城県に置く」ということで、気象台は一カ所なんです。観測は各地で行われているようでありまして、その辺は私も十分知りませんからお尋ねをするのでありますけれども、地震観測所あるいは地磁気観測所等についてもそうですが、まあ高層観測について現在何カ所等で行われているのか、そうして高層観測、地震観測その他現状で十分だと、こういう工合に考えられておられるのか、あるいは足りないで、もっと個所あるいは施設その他について増強しなければならぬと考えておられるか、お教えいただきたい。

○政府委員(和達清夫君) 高層観測はわが国において十カ所行なっております。

す。そのほか一定点観測船において行なっております。この高層観測の観測網の間隔というものは、これは国際気象機関においてある標準が大体示されておまして、まあわが国のはその標準に多少足りないかというところ、われわれとしましてはもう少し増強しますれば、標準にも合ひ、われわれとしてもけっこうではないかと思つております。なおしかし高層観測は技術と費用とを要しますので、国によって違いますけれども、なかなか標準には達しない国もあり、また相当密に行なつておる国もあります。

○吉田法晴君 先ほど島村委員から原水爆実験とそれから気象観測というお話、気象だけでなくて、海象あるいは水象というふうなものもございまして、それは国会で決議したり、あるいは日本の国民の中から三千万をこす署名がでてきたり、世界では七億をこす署名がでてきたり、アメリカの良心をもゆさぶつてはおりますけれども、依然として太平洋で実験が続けられる、大陸でも実験が行われる。これはまあ南半球でありますけれども、イギリスも実験を続けておる。そうしますと太平洋と申しますか、日本がこの現在においては原水爆実験の谷間になつておるとはこれは間違いありません。そうして焼津は暗い穴に閉ざされておるといふことであります。日本の空の大気が汚染をされておる。それが雨になつて、あるいは米やその他植物にも放射能がの何と申しますか、くつついてくると言われているのは、たとえばこれは高層でしよければ、た

成層圏かどうかが知りませんが、現状の放射能が何倍になるならば、それが

雨となつて降下した場合に遺伝その他に影響すると言われており、私も心配しておる。今度の実験が大してまあい配をするに足らぬと、こういうふうな言われておりますけれども、これは八千万の国民が私は多かれ少かれ心配しておると思ふ。そうするとこれはまあこの従来の気象台、あるいは今度の気象庁の部の中ですと、いろいろと、どこに入るかわかりませんが、ほとんど関係がないかもしれないが、他の部門のお仕事にはおそれる関係して参りますが、今後関係して参ると思ふのでありますが、それについてどういう工合に考へておられるか。気象審議会ですか、作られます。気象審議会の諸問事項の中には入らぬと思ふのでありますが、然しこれは入らぬと思ふのでありますが、単に台長あるいは今後の長官のお気持ちというか、決意だけでなしに、条文の中か何だか知りませんが、私は入れらるべき問題ではないかと考へるのですが、そのこと、まあそれを伺ひまして、またあとで……

○政府委員(和達清夫君) 原水爆実験による放射能を含んだ灰の飛散につきましては、その観測並びに雨に含まれた放射能物質の観測をわが国におきましては十カ所の気象の観測所において観測を行なつております。なお海上におきましては放射能物質の汚染につきましては、観測船が観測に出ましたつど行なつております。そのような気象台におきまして放射能観測と申しますものは、その放射能物質の拡散している状態を、その状態をつかんで資料を提

供するといふことであります。正確なるという実態をつかむことに第一の主眼があげられております。もちろ

んこれらの放射能物質の飛散あるいは拡散はそのときの気象条件によるものであります。気象条件を知りますれば、ある程度のそれらの予測も可能でありますけれども、今日ではまだ予報というふうな段階には少し早いかと存じております。とにかく気象台では実際の把握が任務でありまして、これらを開発方面に提供しまして、それらが農作物に對する影響、あるいは飲料水とか、人々の健康、遺伝というものの基礎資料になる。なおそういうようなことはもちろん一つの官庁だけではできないことであります。現在では厚生省の原爆被害対策に關する調査研究連絡協議会において関係各省の者が出て協議いたしております。また日本學術會議におきましてもこの放射能対策の委員会がございまして、

○吉田法晴君 これは今後の気象庁の任務は、さつき御答弁にありましたように実態の調査あるいは基礎資料の提供といふことでしよるが、そうした放射能と申しますか、あるいは放射能だけなくて、原水爆の実験による気象あるいは海象、あるいは水象における、あるいは海象、あるいは地磁気における関係あれば地磁気、あるいはその他について関係があれば、これはもちろん何と申しますか、調査あるいは資料の提供の任務は、今後の気象庁として一つの重大な任務になると思ふのです。それを今あなたのお考え、あるいは言明だけでなしに、これは法文にはどうかでありますけれども、私が今拝見をいたしましたところでは、たとえば気象審議会の諸問事項の中にはそういうものはございせん、従来通り

のまあ「気象警報、気象注意報の伝達の

改善方策云々」と書いてあります。そこでそういう点について考へなければならぬ点がある程度制度上ありはせんかといふことをお尋ねするわけです。それともまだほうつておいてもいいというのなら別問題であります。私どもの聞くところでは、日本の今の大気汚染度が何倍か、大まかに言いますと、十倍近くもなれば遺伝に影響するといふ説等も伺ひます。ほうつておけるものではない、厳に考へられなければならぬ、あるいは制度の上、制度の中に織り込まるべき問題ではないかと考へますだけに、もう少し明確に御所見を承りたい。

○政府委員(和達清夫君) 仰せのように放射能物質の汚染については、いろいろ関係が多方面にわたるものでございまして、気象審議会においてももちろんその問題は将来出ると存じます。が、そこに掲げました諸問事項は、当面せよやらなければならぬ二、三のことが掲げられてゐるものでございまして。審議会というものがもし発足いたしますれば、その審議会自体においていろいろの問題が提起されて審議されると思ひます。なお原爆の被害対策という

ような問題は、現在気象台ももちろんその一員でありますけれども、関係各省で一つの委員会を作つて、相当に討議をしておるものでございまして、そこではいろいろ各省の連絡をいたしておるわけでありまして。

しておきたい。ど
 ういう工合に考
 えておられますか。

○政府委員(和達清夫君) 科学技術庁は私の理解しておるところでは、科学、特に研究方面の連絡調整をする機関、あるいはその根本的企画をする機関と思っております。気象台は、気象庁になるかといいたしまして、気象庁は、現業機関の色彩が強く、科学技術庁との何らかの管理を受けるというふうなものではないかと考えております。

○吉田法晴君 おおむね現業ですが、あるいは気象研究所等においては多少関連をして参る部面がございますか。で、総合調整もございますが、科学技術全般について企画立案、そうして推進をするということも一つの任務だと言われている。そうすると気象まあ水象、海象、そういうった所管事項については、あなたの機関においてもあるいは企画立案があるかもしれない。ですからその辺の分野関係をどのようにな気象台としてはお考えになつていらるかということです。

○政府委員(和達清夫君) 仰せのように、気象研究所のようなものは、明らかに科学技術庁のある程度の調整を受けるものと存じております。しかし私どもの大部分の気象庁の仕事というのは、科学技術庁で大きなこの科学的のことから連絡調整的のことはあるかもしれませんが、私の考えているところでは、この各省のこういう現業の機関は、直接には科学技術庁の調整を受けるものではないと思っております。

○吉田法晴君 それから先ほど中国などの、今の中華人民共和国ですか、との気象に關する情報の相互提供と申します。

かこれについてお話があったそうでありますが、それについてはまあお尋ねをいたしません。台長が中国においてになったときにそういう話があったというところも承知しております。ところがまだその後その点について十分な交換が行われておらん、こりいうことをまあ承知をするのですが、先般来、こ

れはとこでありましたか、郵便について、これは運輸大臣の所管でございませうか、違ひか……（笑聲）郵便業務について日本と中国との間に協定をするこゝとについて異議がないと、こういうことを、これは外務大臣でありましたか、総理大臣でありましたか、お話をいたしました。従つて、これは万国郵便条約の問題になります、交渉をしてはという話が私にございました。私にということは、委員会でもあったのでございましょうけれども、政府でなしに、国会の中でもあったわけでありませう。国交が回復しておりませんでも、こういう郵便の問題と、それからお互いの国民の幸福あるいは災害の防止に

もって、互利の立場から推進し得ると考えるのでありますが、せっかく話を考へてこられたのに、その後実際に十分実現をしておりません。これについて協定を結ぶことについて努力せられてはいかがかと考えるのであります。大臣なりそれから長官になられる方に一つ所信を承わりたいと思います。

○国務大臣(吉野信次君) ただいまの問題につきまして、さつき松浦さんからの御質問で、三年前の経過だけは台長から申し上げまして、そのときには向うの方ではまだ交戦状態であるから工合が悪いということだったというので、その後それなりになっておる現状であります、今お話のありました通り

日本との国交が回復をしないというこ
とでもございまいしょうけれども、それ
よりも、つまり台湾の方の関係において
若干問題が深刻なふりに向う側として
はとっておったこと、そのために原則
論としては、周総理に会ったときは、台
最との間に差しつかえないということ
であったけれども、係の方に具体的な
交渉に入ってみると、なかなかそうも
参らなかつたという、これは過去の事
実です。しかし今お話の通り、過去は
過去といたしまして、また新しい昨今
の国際情勢でございますから、そうい
う機会をこちらで作りに出して、もう一
ぺん、二度も交渉を試みることは、私
は適当であらうと考えます。

○吉田法晴君 私申し上げるまでもありませんが、三年前なら三年前、貿易問題についても、日本から中国に品物を送る、そうすると東シナ海を通ります。すにいてその航行について安全を保障することができない云々という話があるが、非公式に台湾政府から伝わって来ましたが、もうそういうものではない

はなくなつて、それで今日では日本の政府からも補助金を出して、そして中国で見本市を開く、それから何と申しますか、その出品についても、コムの禁制品についても出品し得る、こういう状態になっておりますから、これは経済、文化以上に、災害あるいは国民の安危にかかわります問題、特に台風その他については密接な関係もござえますから、話を進め得る問題だと考えますので、折衝を始めるということをや望をいたしておきます。

それから先ほど来一般的にはお尋ねをいたしましたのが、最後にもう一点念を押してお尋ねをいたします。中央

きまして十分注意をして、そういうことがないようにいたします。

○吉田法晴君 気象会長にその点とそれから給与の頭打ち、あるいは特別号俸の点について先ほど来改善をしていくという点の御答弁がございましたが、実情と、それから綴別定数改訂等について具体的な構想、決意がございましたならば、あわせて承わっておきたいと思います。

○政府委員(和邇清夫君) 頭打ちの間
題や特別号俸につきましては、年来努
力して参りまして、ある程度是正をい

たしましたが、まだまだ他の官署に比べてまして気象台は不遇な状態にあるのでありますから、この努力を続けたいと思っております。

○島村軍次君 本案は審議も相当進みましたので、この際、質疑を打ち切つて、討論省略、直ちに採決されることの動議を提出いたします。

○委員長(青木一男君) ただいまの島村君の動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 総員挙手。よつて全会一致さうに決定いたしました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 総員挙手と認めます。それでは本案は全会一致をもつて衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続については、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。さう決定いたしました。報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

松浦 清一 田畑 金光
吉田 法晴 井上 清一
千葉 偲 木島 虎藏
佐藤清一郎 島村 軍次
青柳 秀夫 西郷吉之助
野本 品吉 宮田 重文
○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十九分散会

昭和三十一年五月二十五日印刷

昭和三十一年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局